
第一部 全体構想

1. 都市の広域的位置付け

1. 市の広域的位置付け

1) 地勢上の位置付け

①広域行政圏

広域行政圏としては、豊橋田原広域市町村圏に属していますが、平成の大合併以後、新たな広域行政圏の区分や広域行政圏計画は明確になっていません。

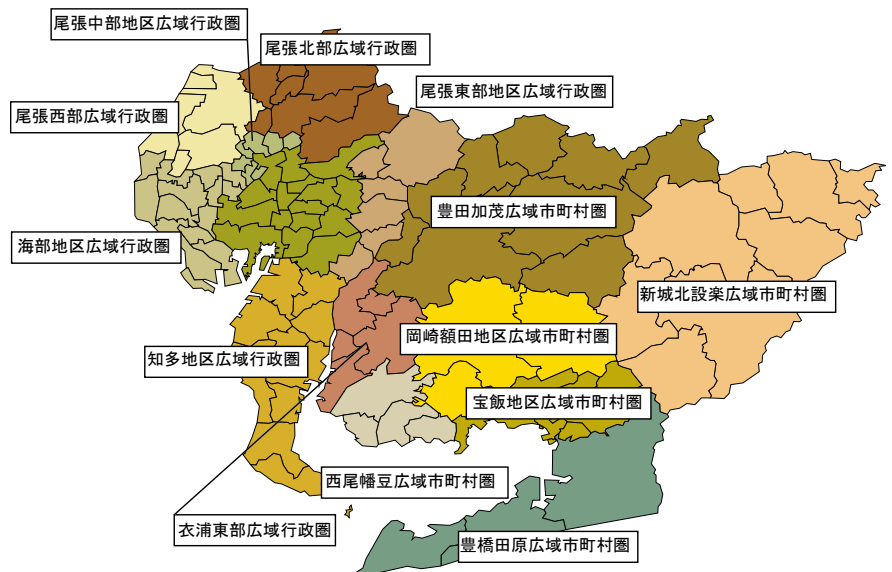


図5 広域行政圏の区分

②東三河区域都市開発区域建設計画

「東三河区域都市開発区域建設計画」とは、「中部圏都市開発区域建設計画」のエリア別計画で「中部圏基本開発整備計画」が定める「都市整備区域」、「都市開発区域」、「保全区域」ごとに知事が定め、3区域の区分は図6のようになっています。

本市は、沿岸部が「保全区域」であるほか、ほぼ全域が「都市開発区域」であり、「東三河区域都市開発区域」に含まれています。

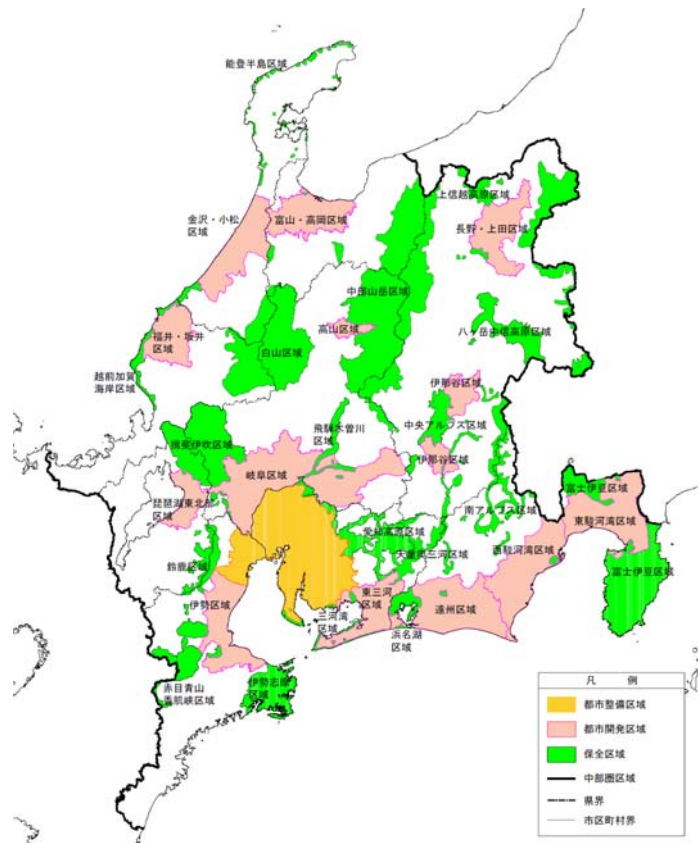


図6 中部圏政策区域図

2. 市の広域的課題

本市の広域的な課題を整理すると以下の点が特に重要なものであるといえます。

市の広域的課題	
①	東名・名神高速道路、新東名高速道路・新名神高速道路、新幹線などへのアクセスに利用できる高速な交通ネットワークの整備が求められている。
②	伊勢湾口道路など、渥美半島を縦貫し国土軸に直結する道路の整備が求められている。
③	三河港は、三河湾に面しており、産業利用という点では十分な成果を挙げているが、特定重要港湾などの指定は受けておらず、今後、国際競争力を有する港湾としての機能強化が求められている。
④	豊かな自然を活用したレジャー・レクリエーション地域としての役割に関しては、観光の衰退が顕著であり、今後の一層の取組みが広域的にも期待されている。
⑤	工業生産、農業生産、漁業漁獲高ともに県内でも有数の地域であり、環境負荷の増大に対する配慮が必要である。（家畜の排出する糞便は15,000t/日、これは、ヒト換算で880,000人分に相当する。）
⑥	本市は渥美半島に位置し、また都市の規模としても小規模であり、広域的な利用を前提とする都市機能（高度な文化、教育、医療などの機能）については、市内に有していない。そのため、広域的な交通環境の改善が重要な課題となっている。特に、高齢化が進み、医療面での広域的機能分担が進んでおり、広域交通の改善は市民の生命に直結する重大な課題となっている。

II. 都市づくりにおける課題

1. 都市整備の課題

都市整備の課題

①市街地・集落の整備

- ・用途地域の指定と現実の土地利用の動向に隔たりの大きな箇所が見られ、適切な土地利用規制を検討する必要がある。
- ・田原市街化区域（中心部）に大規模な工場用地があり、魅力的な市街地形成のための方策を検討する必要がある。
- ・市街地内に未利用地が残されている。また、空き家・空き地が増加しており利用の促進を図りにぎわいのある市街地の整備が必要となっている。
- ・面的な整備のきっかけがつかめない市街地においては、共同建替えなども視野に入れて整備を行っていく必要がある。
- ・沿道型商業施設の立地などにより既存市街地の商業の衰退が進んでいるため、市全体で利用しやすい商業地の形成が求められている。
- ・準工業地域の沿道において商店の立地や住宅としての利用が進んでおり適切な規制が必要となっている。
- ・市街地・集落の面的な整備により道路・公園等の公共空間を確保していく必要がある。
- ・既存市街地においては、狭隘道路の解消等に取り組んでいく必要がある。
- ・田原駅前通り線の整備、駅前広場の整備を進め、駅周辺の整備を図る必要がある。
- ・高齢者向けアパートの整備など、高齢者のまちなか居住ニーズに対応する必要がある。

②土地利用の規制・誘導

- ・郊外型住宅団地においては地域の高齢化、住宅の老朽化等が急激に進む可能性があり、対策の検討が必要となっている。
- ・農用地、森林の減少が見られ適切な土地利用コントロールが必要となっている。
- ・スプロールが進んでいる箇所があり、まとまりのある市街地・集落づくりが必要となっている。

③都市施設の整備

- ・都市計画道路の整備率は50%で未着手路線も2路線あり、優先順位を定め整備を図るとともに必要であれば見直す必要がある。
- ・耐震改修を促進するとともに、高齢者の住宅に関してはバリアフリー改修や耐震改修を促進する方策を検討する必要がある。
- ・公共施設・鉄道駅、道路空間における人にやさしいまちづくりを進めていく必要がある。
- ・公共交通手段確保のため、関係機関が連携して取組みを進めていく必要がある。
- ・路線バスについては、利用を促進することにより路線の存続を図る必要がある。
- ・ぐるりんバスに関しては、利用促進を図るとともに、ニーズの変化に柔軟に対応できる運行体制を確保していく必要がある。
- ・伊良湖港は、本市の重要な玄関口の一つであり、フェリーの利用を地域交通と観光交通の両面から促進していく必要がある。
- ・高速自動車交通網へのアクセス改善を図る必要がある。また、伊勢湾口道路の整備促進を長期的な視点で要望する必要がある。
- ・3つに分散した市街地を、20分程度を目標につなぐ道路整備が必要である。
- ・自転車利用を促進するための総合的な計画づくりが求められている。
- ・下水については、未整備地区の整備促進とともに、処理施設の耐震化を進めていく必要がある。
- ・水道については水源確保のため井戸水の脱窒対策を検討していく必要がある。また、施設・設備の耐震化を進めていく必要がある。
- ・三河港における港湾物流の効率化を図るため、港湾へのアクセスや港湾機能の向上などを図る必要がある。
- ・伊良湖港をはじめ他の港湾・漁港についても、利活用計画の策定やこれに基づく港湾整備（利便性の向上や港湾環境の改善など）を進めていく必要がある。
- ・緊急性・重要性に応じた治水対策を推進するとともに、多自然型護岸や親水護岸等の整備により親しみやすい河川環境の整備を進めていく必要がある。

2. 街づくりの課題

街づくりの課題

①人口

- ・地区によっては急激な人口減少が進むと予測されている地域もあり、限界集落の発生も懸念されるため、まとまりのある集落形成が必要となっている。

②農林漁業

- ・地域の特産品づくりなど農林漁業の振興につながる施設等の整備により観光・交流資源として活用できる体制づくりが必要となっている。

③工業

- ・産業の立地を支える道路交通の充実のため、高速道路等からのアクセス改善、渥美半島縦貫道路等の整備などに取り組んでいく必要がある。
- ・臨海部工業地域における各種サービス機能を充実させ、魅力的な操業環境の構築を図る必要がある。
- ・中小規模の工業用地など多様なニーズに対する検討が必要となっている。
- ・従業者の市内定住を促進するため、職住近接型の居住環境等の整備充実が必要となっている。

④観光

- ・拠点となる観光施設の整備・充実・更新ばかりでなく、観光地の良好な景観保全のための景観形成も必要となっている。
- ・道路交通の整備などにより、高速道路等からのアクセス改善を図る必要がある。

⑤景観・環境

- ・景観基本計画等を定め、地域の特性に応じた景観形成の方針を定めていく必要がある。
- ・風車の設置に関するガイドラインを作成し、景観、自然環境、生活環境、土地利用規制などの面からコントロールしていく必要がある。
- ・市内の河川や三河湾などの公共用水域の水質汚濁は深刻な状態であり、公害苦情も多く、水質改善や汐川干潟のヘドロ対策を実施し、人と自然が共生できる環境施策の展開が必要となっている。
- ・下水汚泥、家畜排泄物のバイオマス等によるエネルギー化などの検討が必要となっている。
- ・自動車交通への依存度が高いため、パークアンドライド等による公共交通の利用促進、自転車の利用促進、ウォーキングの促進などを通じて環境負荷の低減に寄与する必要がある。

⑥防災

- ・渥美半島縦貫道路等高規格道路の整備により、災害時におけるより確実な緊急輸送道路を確保する必要がある。
- ・河川については、緊急性の高い河川から順次整備を促進し、土砂災害対策を進めていく必要がある。
- ・太平洋岸の海岸では海岸侵食が進んでいる箇所があり海岸の整備を進めていく必要がある。
- ・大規模な地震災害に備えて、防火帯となる公園整備を通じた、防災まちづくりを進めていく必要がある。

Ⅲ. 都市づくりの理念と目標

1. 都市づくりの理念

第1次田原市総合計画における都市づくりの重点テーマである「①地域の個性と連携」、「②効率と活力の創出」、「③広域的展望と役割」、「④半島特性の利用と克服」をふまえ、本市の将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を実現する効率的で秩序ある都市構造を目指し、次のとおり都市づくりの理念を設定します。

まち まち 街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

海沿いの2つの軸（国道42号及び259号）上に市街地（街）・集落（町）が展開しているため、今後の都市づくりは「街」と「町」をコンパクトにし、コンパクトな市街地とコンパクトな集落を効率的につなげることが極めて重要です。そのため、これら「まち」のネットワークを形成することにより地域の個性が活かされ、活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

2. 本市が目指すコンパクトシティ

3つに分散した市街地は、それぞれが田原区域、赤羽根区域、渥美区域の中心となる地域です。また、田原市街化区域（中心部）に関しては、市全体の中心となる地域です。そのため、これら3つの市街地にはさらに都市機能の集積等を図り、コンパクトでにぎわいのある市街地を形成する必要があります。

また、市内市街化調整区域には、農業集落、漁業集落、郊外住宅等も立地しており、それぞれが地域の拠点となりながら、地域の個性を活かすことができるまとまりを形成していく必要があります。

1) 骨太のまちづくり（軸を活かしたまちづくり）

本市は、南は太平洋、北は三河湾に面した半島で、集落や市街地は海に沿って分布しており、コンパクトシティの形成に取り組んでいくためには、このような自然、地形、歴史、文化をふまえた骨太の骨格に基づいてまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市の骨格となる軸として、海沿いの軸（内海の軸、表浜の軸）を設定し、市街地や集落をつなげる市街地間連絡軸と他地域をつなげる広域連絡軸を設定します。

2) 環境にやさしいまちづくり

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりとしてのコンパクトシティは、同時に、都市の整備・運営に関しても環境にやさしい効率的なまちづくりです。

本市は、半島性の地形であり、公共交通手段の整備や都市の規模などでは大都市に及びませんが、半島の豊かな自然と暮らしの知恵を活かした環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

3) 段階的な圏域構成とまちづくり（個性を活かしたまちづくり）

「コンパクトシティ」という考え方は、都市を一箇所に集中させるというイメージに結びつく傾向がありますが、本市には市街化区域（これを「街」と言うこととします。）以外にも農業集落、漁業集落、郊外住宅等（これらを「町」と言うこととします。）があり、この計画ではそれぞれにまとまりを持たせていくべきであると考えています。そして、「街」や「町」が特徴に応じ、それぞれの役割に沿った個性を発揮し、魅力的な「街」と「町」が共存していくことが望ましいと考えています。

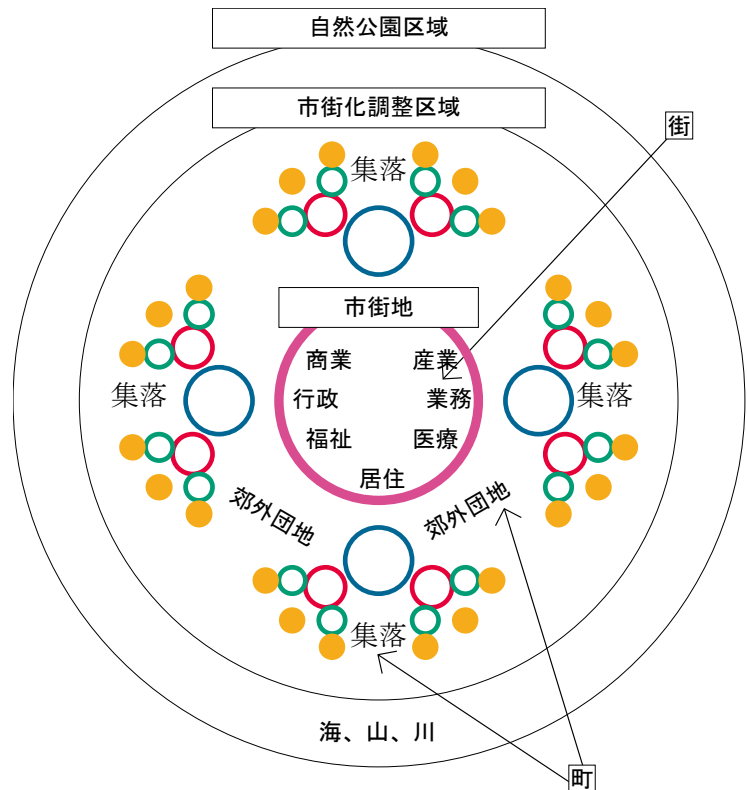


図7 段階的な圏域構成の考え方（模式図）



図8 骨格軸と地域の段階構成

図8を見ると、市の中心となる市街地（田原市街化区域の中心部および臨海部）以外にも2つの市街地があること、また、その周辺には規模の異なる農村集落や漁業集落あるいは郊外団地があることがわかります。しかもこれらは、半島の西端から東端に至るまで広く分散して立地していることがわかります。分散した街と町が活力を失わず、個性を発揮していくためには、効率的なネットワークが不可欠です。そして、それぞれの特徴に基づいて広がりや役割を明確にしておく必要があります。

この計画では、以下のように拠点とエリアを段階的に区分しており、特徴と広がりに応じた街と町の整備の方向を示しています。

	拠点・エリア名	特徴	広がり
街	中心拠点	市域全体の中心となる市街地であるとともに田原区域の中心となる市街地	市域
	市街地拠点	赤羽根、渥美区域の中心となる市街地	区域
	産業集積拠点	産業集積の中心となる市街化区域	市域
町	中心集落生活拠点	小学校区の中心となる集落	小学校区
	集落生活拠点	路線バスサービスなどが対応すべき規模を有する集落・住宅	集落
	農業集落環境保全エリア	小規模な集落	集落

4) 近隣生活圏におけるコンパクトシティの原則

次に、本市が目指すコンパクトシティのイメージを整理します。

①近隣生活圏のあり方

市街地・集落の中心から帯状に延びるにぎわい機能エリア（地域内の幹線道路沿いに商業、公共サービス等を配置し、地域全域からアクセスしやすいにぎわい空間のこと。）を設定し、このエリアへの徒歩、自転車によるアクセスを容易にします。

②交通計画と土地利用との結合

鉄道とバス・自動車・自転車・徒歩などを組み合わせた交通体系によるまちを形成し、駐車場等を適切に配置し、多様な交通を効率的に活用できるまちづくりを進めます。

さらに、交通ハブとなる箇所を段階的な圏域構成の中心となるよう配置し、土地利用の規制・誘導によりにぎわいの形成を図ります。

③都市の中心を再生

交通計画や土地利用を考慮しつつ、適切な位置に交流型文化観光施設を配置し、市街地中心部におけるにぎわいづくりを進めます。

5) 市街化区域における「コンパクトな街づくり」

市街化区域においては、次のような街づくりを進め、コンパクトな市街地の形成を図ります。

- ・未利用地や空き家・空き地の活用
- ・商業集積のあり方の見直しやにぎわいを形成するエリアの見直し
- ・交通機関・交通手段と連携した住宅・宅地の整備
- ・鉄道駅、バス路線、歩道、自転車道の総合的整備による使いやすい公共交通の整備

6) 市街化調整区域における「コンパクトな町づくり」

今後の人口減少が懸念され、本計画終期には人口が2/3～1/2程度にまで減少する地域も予測されます。さらに、それらの地域では、高齢化の進行も著しく進み、高齢者のみの世帯が1/3程度となる地域も発生する可能性があります。そのため、暮らしやすくまとまりのある集落形成によるコンパクトな町づくりを目指します。

3. 都市づくりの目標

都市づくりの理念に基づき、都市づくりの目標を次のように設定します。

①土地利用の規制・誘導に関する目標

○少子・高齢社会に即した計画的で実際的な土地利用の推進

- ・土地利用の混在により生活環境が悪化するおそれや集積が十分に進まず低利用のまま推移している地域に対し、計画的で実際的な土地利用方針を立案・推進します。
- ・急速な高齢化や人口減少が予測される地域に対しては、適切なリニューアルが図られるよう土地利用方針の検討を行います。
- ・新たな土地利用ルールの設定に当たっては、住民との協働により進めます。
- ・現在計画されている面的整備事業（土地区画整理事業等）については、推進します。

○市街化調整区域における農地、森林の保全と河川・海岸・山地など自然環境の保全

- ・農地と森林の保全を推進します。
- ・河川、海岸、山地などの優れた自然環境の保全を推進します。

②市街地及び集落の整備に関する目標

○市街地がにぎわう都市づくり

- ・各市街化区域を中心としたコンパクトシティの推進に取り組み、にぎわいのある暮らしやすい都市の整備を目指します。
- ・まちなか居住、中心市街地の活性化、公共交通サービスの充実などにより、環境に配慮した暮らしやすい都市の整備を目指します。

○街と田園の共生による個性的で魅力的な都市づくり

- ・市内各地域は個性的な地域を形成しており、これらの特性を活かした連携を図り、魅力あふれる都市の整備を目指します。
- ・都市性の高い地域と市街化調整区域との連携が効率的・合理的な都市の整備を目指します。
- ・市街化調整区域においては、適切な公共公益サービスを確保するとともに、農業集落においても都市施設の充実により暮らしやすい環境整備を目指します。

③都市施設の整備に関する目標**○市民の活動を支える都市施設が整備された都市づくり**

- ・産業を支える都市施設を充実させ、自立的な都市の整備を目指します。
- ・公共公益サービスの長期的な視点からの見直しとこれに対応する都市施設整備により、持続可能で暮らしやすい都市の整備を目指します。

○自然豊かで美しい都市づくり

- ・豊かな自然を活かし、景観に配慮した美しい都市の整備を目指します。
- ・市域全体での環境負荷の低減、大気・水環境における汚染の低減、秩序だった景観形成、観光施設等の整備等による魅力的な都市づくりを目指します。

○安心・安全なまちづくり

- ・自然災害対策や防犯対策の充実した安心・安全な街づくりを目指します。

○地域の個性を活かし観光・交流を促す都市づくり

- ・魅力的な地域の産品（農産物、海産物など）や歴史・文化資源（渡辺崋山、渥美古窯、貝塚など）を活かすとともに、環伊勢湾地域の重要な交通結節点に位置するという特性を発揮して、観光や交流を促す都市づくりを目指します。

4. 将来都市フレームの設定

1) 人口

総合計画においては、平成42（2030）年の将来人口を70,000人と設定しており、本計画においても総合計画の人口フレームを設定します。

表3 将来人口フレーム¹

区分		実績値						推計値						
		H55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H32	H37	H42	
推計人口	人	—	—	—	—	—	—	67,600	68,900	69,000	69,800	70,000	70,000	
基準人口	人	60,581	63,769	64,978	65,243	65,534	66,390	64,900	63,500	63,100	61,500	59,100	56,300	
年齢別	0-14歳	人	14,200	14,340	13,264	12,261	10,893	9,550	9,100	8,900	8,900	8,900	9,100	9,200
	構成率	%	23.4	22.5	20.4	18.8	16.6	14.4	13.5	12.9	12.9	12.8	12.9	13.0
	15-64歳	人	39,045	41,107	42,299	41,927	42,235	43,386	44,200	43,900	43,800	43,600	42,500	41,600
	構成率	%	64.5	64.5	65.1	64.3	64.4	65.4	65.4	63.7	63.5	62.5	60.3	58.8
	65歳以上	人	7,336	8,322	9,397	11,055	12,402	13,210	14,300	16,100	16,300	17,300	18,400	19,200
	構成率	%	12.1	13.1	14.5	16.9	18.9	19.9	21.2	23.4	23.6	24.8	26.1	27.1
世帯数	（住基台帳＋外国人登録世帯）	13,922	15,939	17,176	18,155	18,829	20,006	21,400	22,800	23,000	24,000	24,900	25,600	
世帯当たり人数		4.34	4.01	3.83	3.69	3.54	3.32	3.16	3.02	3.00	2.91	2.81	2.73	
合計特殊出生率		—	—	1.90	1.77	1.63	1.40	1.41	1.49	1.51	1.67	1.87	2.07	

（資料：田原市総合計画）

2) 産業別就業人口

産業大分類別就業者数については、次のように設定します。

表4 産業大分類別就業者数の推計

	第一次産業	第二次産業	第三次産業		
昭和30年	21,053	3,757	5,734	実績値	
昭和35年	19,968	4,076	6,683		
昭和40年	17,156	4,753	7,488		
昭和45年	16,913	5,952	9,104		
昭和50年	15,385	5,472	10,138		
昭和55年	15,665	7,715	11,369		
昭和60年	15,282	9,057	12,322		
平成2年	14,822	10,148	13,160		
平成7年	14,169	10,016	14,479		
平成12年	13,837	10,590	14,881		
平成17年	13,400	11,100	16,200		
平成22年	13,000	12,700	16,200		推計値
平成27年	12,600	13,800	16,700		
平成32年	12,200	14,400	17,100		
平成37年	11,900	15,100	17,400		
平成42年	11,500	15,500	17,600		

（資料：国勢調査、単位：人）

¹ 総合計画においては、「人口対策を行わない場合の推計人口」＝「基準人口」、「企業の誘致や少子化対策を行った政策人口を含む推計人口」＝「推計人口」となっています。

3) 産業関連

総合計画においては、平成42（2030）年までに臨海部工業用地の全てに企業が立地（操業）すること、また、既存企業も生産規模を拡大することを想定していることから、本計画においても製造品等出荷額を約3兆円まで拡大することを目標とします。

また、年間販売額についても、横ばいないしは微減の傾向にあることから、この拡大を目標とします。

現在計画されている面的整備事業（土地区画整理事業等）については、推進します。

4) 土地利用

①住宅地

本市の人口は、計画期間内におよそ3,300人の増加が見込まれています。

このうち、計画的開発により受け入れることのできる人口を除くと、純増数は約2,900人と見込まれ、必要な住宅地面積は約44ha程度と考えられます。

しかし、田原市街化区域だけでも未利用地を宅地として活用すれば44ha程度確保できると考えられるため、住宅需要に対応するための市街化区域の拡大は行いません。

表5 新規拡大住宅地面積

		備考
①人口	66,735 人	住民基本台帳（平成19年7月31日現在）
②将来の人口	70,000 人	総合計画の将来人口フレームによる
③将来増加人口	3,265 人	②－①
④計画的開発地区での受入人口	398 人	赤羽根土地区画整理事業および大久保団地
⑤住宅地として必要な面積	約44 ha	(③－④) ÷ 65 人口密度 (65人/ha) から
⑥田原市街化区域で利用可能な住宅地面積	約44 ha	
⑦市街化区域拡大面積	0 ha	⑤－⑥

②工場地

工場地については臨海部に工業用地が整備されており、平成42年度に、現在未竣工の田原4区（84.4ha）を含め、企業が操業可能な面積は936haに増加するものと考えられます。

今後は、未利用地・未操業用地へ企業の進出・操業を促進させることが必要であり、工業地については、現在未竣工の田原4区を除いて新たに工業用地の拡大区域を設定しません。

表6 臨海部企業操業可能面積

	平成19年12月末	平成42年
企業操業面積	527ha	936ha

（資料：企業立地担当）

③商業地

商業動向に関して、年間商品販売額（卸小売計）は平成16年以降増加傾向にあります。

（表7-1）

しかしながら、人口当たり販売額でみると本市は194.0万円／人で、周辺都市（東三河都市計画区域の構成自治体）との比較でも豊橋市が259.1万円／人と突出しており、周辺の市の消費が豊橋市に流出している状況がうかがえます。（表7-2、7-3）

以上のことから、市内での消費を促進させるため、三河田原駅周辺において新たな商業地の拡大を行い商業機能の集積を図ります。

なお、商業地域の指定面積について人口当たりで比較すると、本市は2.6㎡／人で県平均の4.0㎡／人を大きく下回り、周辺都市と比べても新城市に次いで低い水準にあります。

表7-1 本市の商業の推移

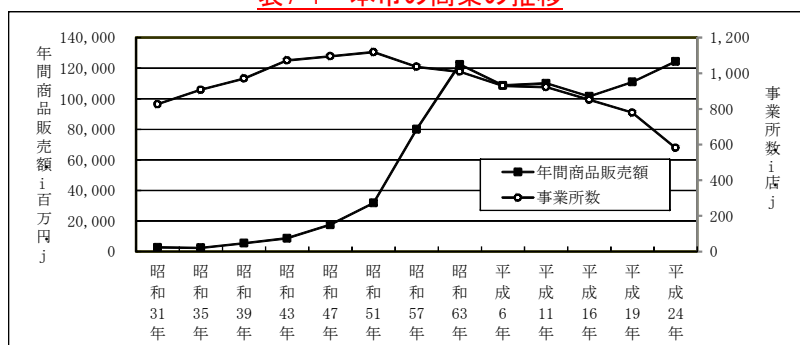


表7-2 本市の商業及び商業地域指定の状況

	総人口 (人) ①	年間商品販売額		商業地域	
		卸小売計 (百万円) ②	人口当たり販売額 (万円/人) ②/①	面積 (ha) ③	人口当たり面積 (㎡/人) ③/①
東三河都市計画区域					
田原市	64,119	124,371	194.0	16.4	2.6
豊橋市	376,665	975,849	259.1	145	3.8
豊川市	181,928	242,997	133.6	115	6.3
蒲郡市	82,249	112,189	136.4	114.3	13.9
新城市	49,864	40,037	80.3	10	2.0
愛知県全体(※)	5,135,963	11,239,500	218.8	2073.8	4.0

※名古屋市を除く

資料：平成22年国勢調査、平成24年経済センサス、平成24年度都市計画基礎調査

表7-3 旧田原町で買い物する人の割合（H21消費者購買動向調査（三河部における動向）（愛知県））

居住地	買回品	準買回品	最寄品	贈答品	総合
旧田原町	29.0%	71.2%	94.1%	61.3%	57.9%
旧赤羽根町	25.1%	44.5%	36.1%	27.9%	33.4%
旧渥美町	23.0%	13.3%	7.5%	18.1%	16.5%

※上記旧3町以外の住民が旧田原町で買い物する割合は、数値として含んでいない。

④農地

第一次産業に関しては、就業者が約2,000人減少する見通しであるため、今後は、農地の保全・活用をどのように図っていくのかが大きな課題になるものと考えられます。

Ⅳ. 将来の都市構造

1. 市街地・集落

1) 市街地の整備

①田原市街化区域（中心部）

田原市街化区域（中心部）は、本市において行政・商業・業務・文化・教育・交通機能等が最も集積している市街地であるため、これらの機能の充実をさらに図ることで暮らしやすいコンパクトシティの形成に取り組み、臨海部従業員の定住やまちなか居住を推進します。

- ・未利用地や空き家・空き地の活用
- ・にぎわい機能エリアにおけるにぎわいづくり
- ・（都）田原駅前通り線の整備、田原駅周辺整備
- ・田原駅周辺への商業施設等の誘導
- ・鉄道駅、バス路線、歩道や自転車道の総合的整備による使いやすい公共交通の整備
- ・空き店舗の活用や商業ベンチャー支援事業などに関する事業者との検討
- ・田原市街化区域（中心部）の工業系用途地域に関する適切な土地利用の規制・誘導方策の検討

②赤羽根市街化区域

赤羽根市街化区域においては、以下の施策を推進します。

- ・未利用地や空き家・空き地の活用
- ・土地区画整理事業の推進
- ・国道42号線沿道におけるにぎわいづくり
- ・バス路線、歩道や自転車道の総合的整備による使いやすい公共交通の整備
- ・道の駅あかばねロコステーション、太平洋ロングビーチなど観光資源と連携した交流活動の促進

③福江市街化区域

福江市街化区域においては、以下の施策を推進します。

- ・未利用地や空き家・空き地の活用
- ・国道259号線沿道におけるにぎわいづくり
- ・バス路線、歩道や自転車道の総合的整備による使いやすい公共交通の整備
- ・道の駅（伊良湖港、赤羽根漁港）、太平洋ロングビーチなど観光資源と連携した交流活動の促進

④田原市街化区域（臨海部）

田原市街化区域（臨海部）においては、以下の施策を推進します。

- ・田原浦片土地区画整理事業エリアにおいては、今後の企業進出とこれに伴う従業員の定住を視野に入れた住宅・小規模工業用地の整備（新住宅・小区画工業用地エリア）
- ・主要地方道豊橋渥美線沿道においては、就業者、大型車利用者等の利便施設を整備（利便施設エリア）
- ・田原公共埠頭周辺を防災上の拠点エリア化（防災・行政拠点エリア）

⑤将来市街地エリア

臨海部の工業用地及び赤羽根区域の土地区画整理事業エリアを新たに市街化区域に拡大するとともに、既存市街化区域の未利用地等土地の有効利用を図ります。

また、社会情勢の変化や土地利用の変化などに柔軟に対応することができるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

2) 集落の整備

集落の整備においては、以下の施策を推進します。

- ・狭隘道路の解消等集落内の環境整備（農業集落、漁業集落）
- ・既存の大規模住宅団地等においては急速に進む高齢化を抑制し、適切な世代交代を図るため、住宅の建替えを促進
- ・大久保団地予定区域における事業の推進（新住宅エリア）
- ・赤羽根漁港周辺においては、漁港機能を活用したにぎわい空間、レクリエーション空間としての活用を推進（港湾エリア）
- ・その他の港湾・漁港においてもレクリエーション機能の向上（港湾エリア）
- ・まとまりのある集落形成のための方策についての検討

2. 土地利用

市域は市街化区域及び埋立地を除き全域が自然公園に指定されており、市街化区域以外の市街化調整区域のほとんどが農業振興地域に指定されているため、土地利用については、以下の考え方で設定します。

市街化区域	<p>臨海部の工業用地（田原4区）及び赤羽根区域の土地区画整理事業による市街化区域の拡大を除き、現状の区域とし、今後も既存市街化区域内の未利用地の適切な有効利用を図る。</p> <p>なお、用途地域の指定に関しても現状を基本とするが、新たな指定を検討すべきエリアを下記のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住商混在エリア ・田原市街化区域（中心部）の工業系用途地域エリア ・田原市役所周辺エリア
市街化調整区域	<p>農業の振興を図るべき地域として農地の保全、遊休農地の活用に努めるとともに、農村集落における居住環境の整備を図り、田舎暮らし等新たな定住へのニーズに対応すべき地域とする。また、地域内に整備されている住宅団地等においては、居住環境の改善を図る。</p> <p>自然公園に指定されている区域については、森林、海岸などの自然資源を保全すべき区域とする。</p>

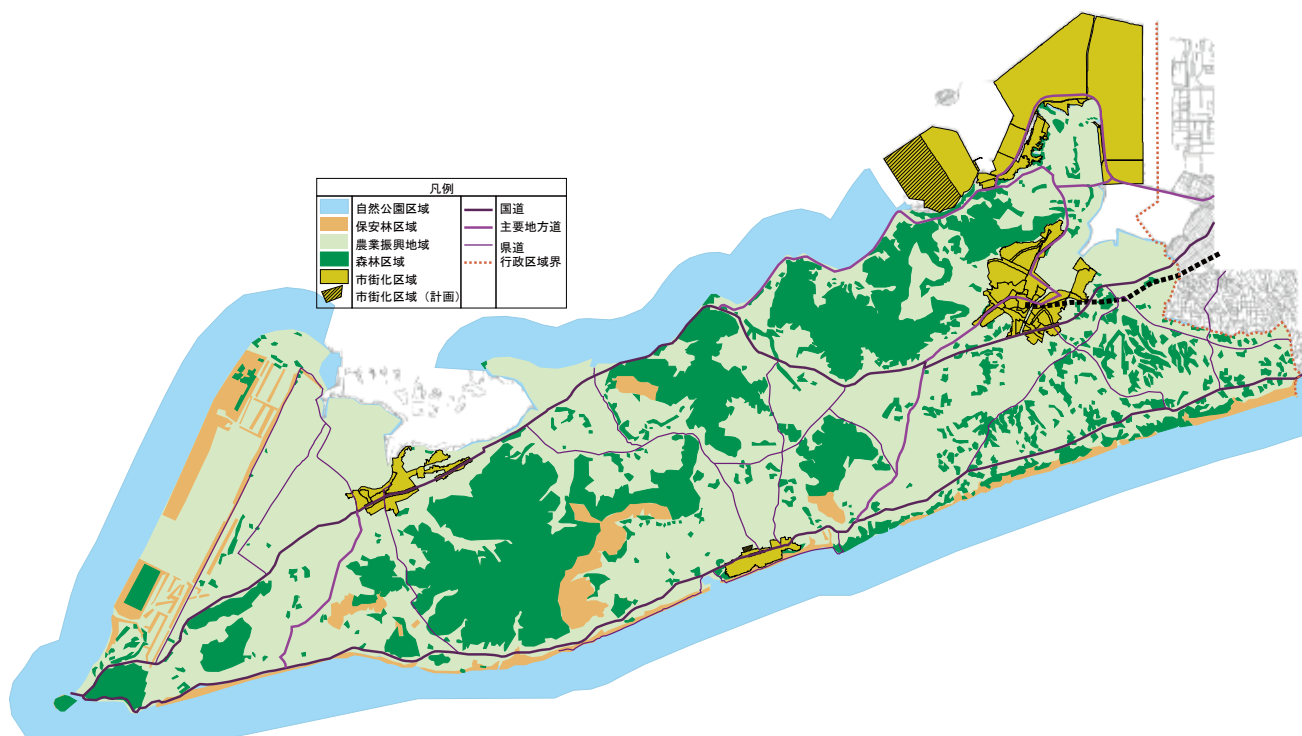


図9 土地利用の考え方

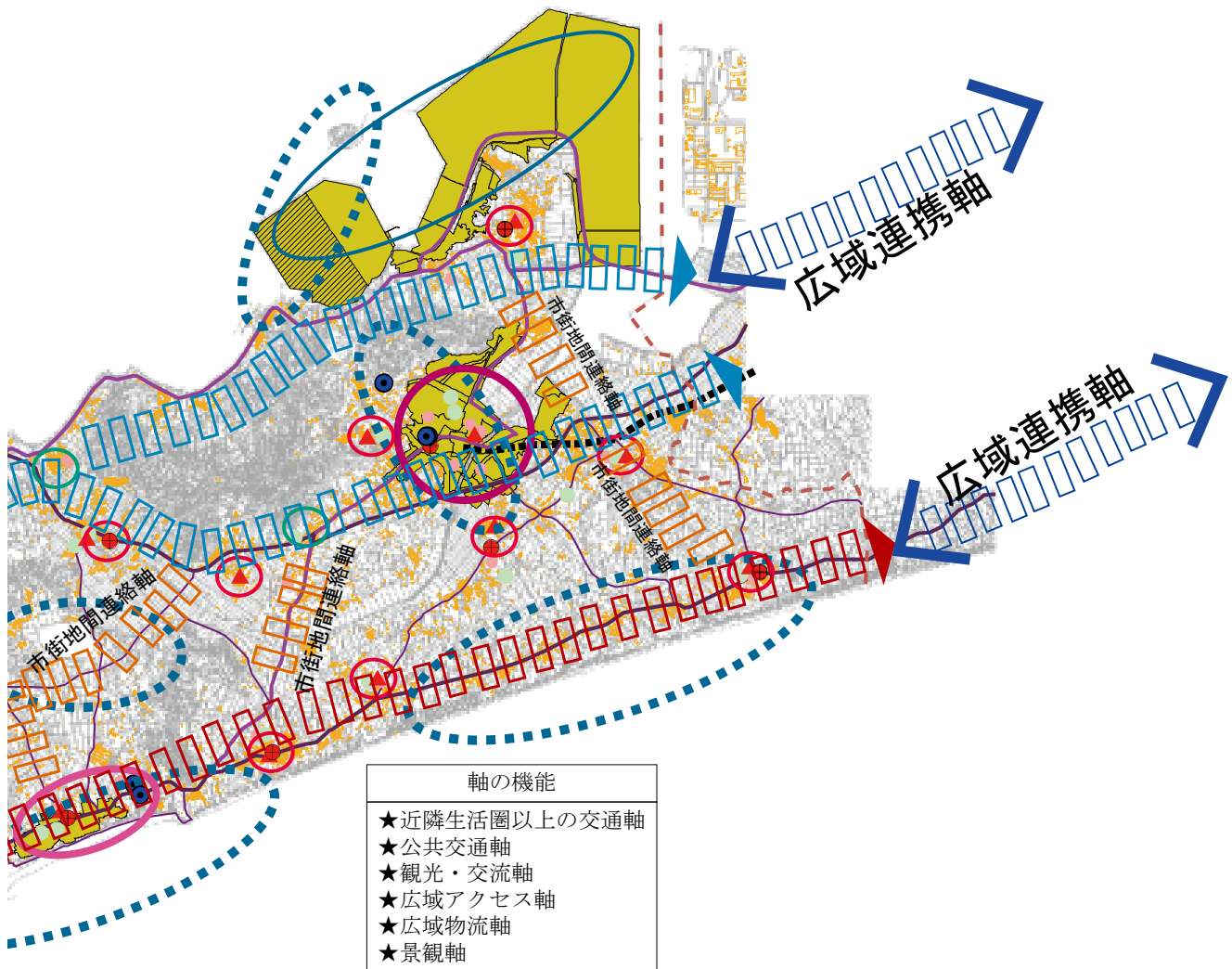
3. 将来の都市構造

これまでの検討結果に基づき、将来の都市構造を次のように定めます。

凡 例			
	中心拠点		市役所・消防署等
	市街地拠点		福祉センター、保育園、児童館
	産業集積拠点		小中学校
	中心集落生活拠点		市民館（分館を除く）
	集落生活拠点		郵便局
	農業集落環境保全エリア		行政区境界
	市街地		
	市街化区域（計画）		
	観光・交流拠点		



図10 都市構造図



Ⅴ. 都市づくりの方針

1. 市街地・集落整備の方針

市街地・集落の整備に当たっては、中心拠点、市街地拠点、産業集積拠点、中心集落生活拠点、集落生活拠点、農業集落環境保全エリアの6つのエリアに区分し、それぞれのエリアについて段階構成を明確にし、それぞれの特性に応じた土地利用、都市施設整備等の基本的な方針を以下に整理します。

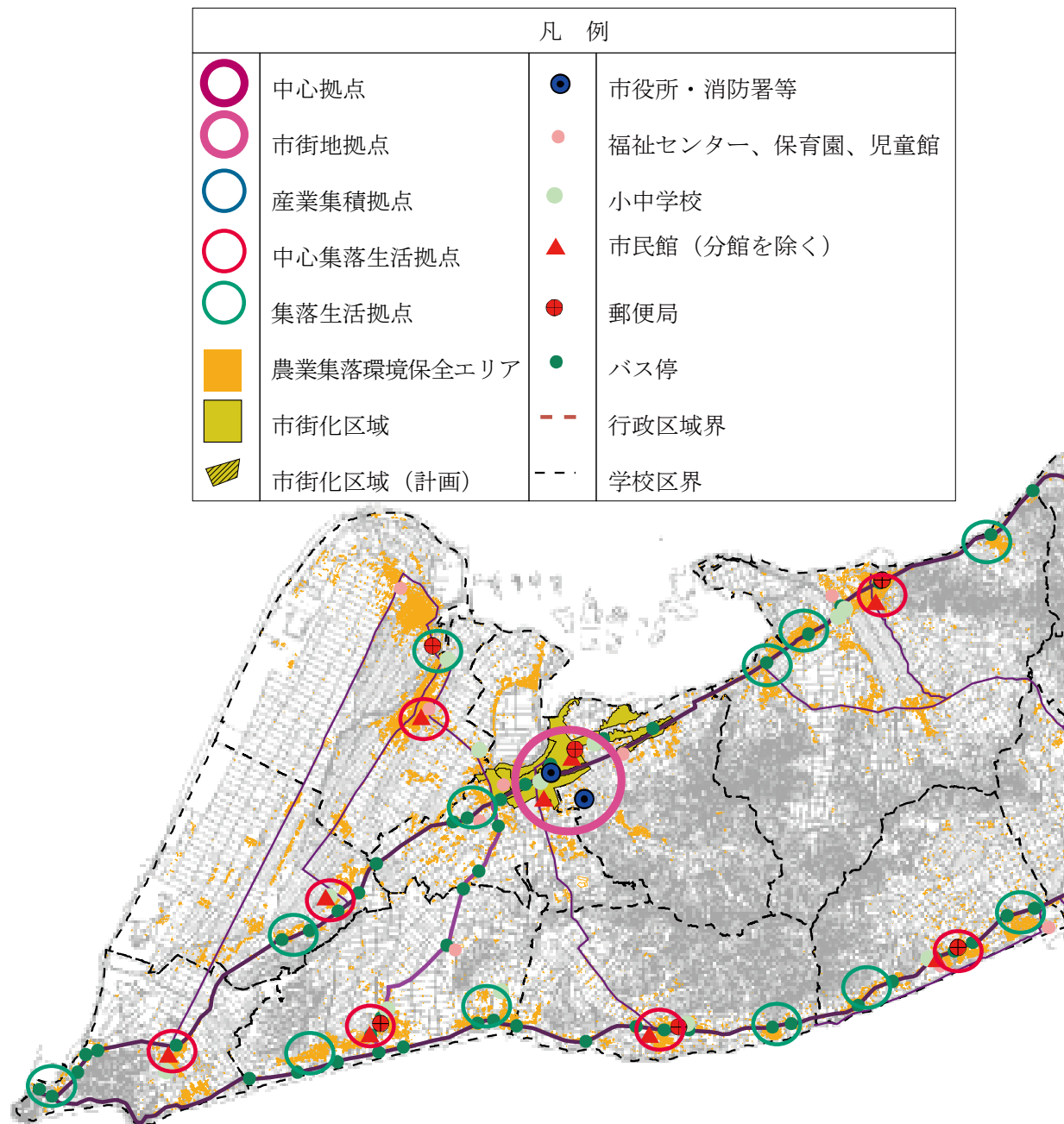
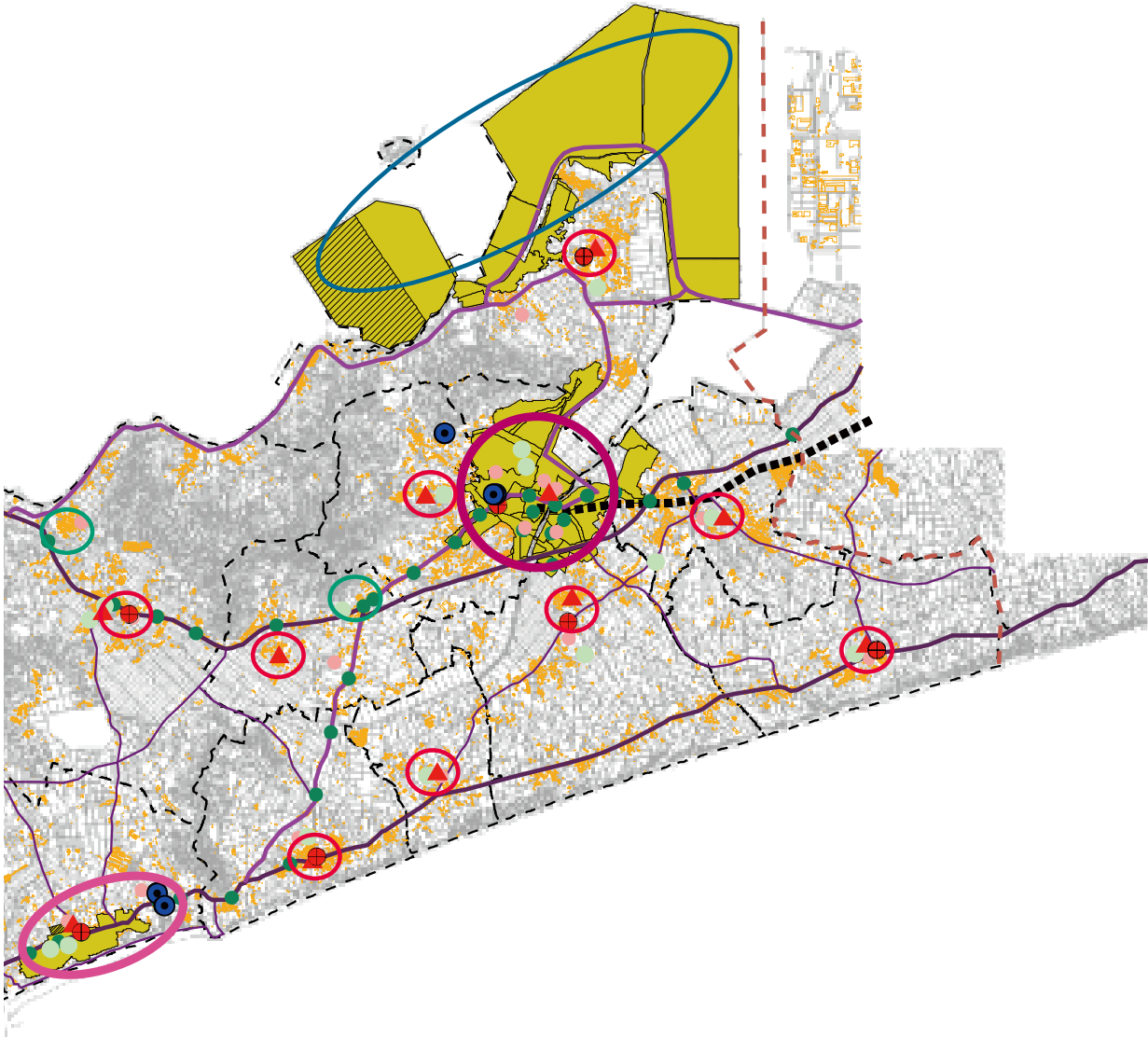


図11 市街地・集落の区分



1) 中心拠点（田原市街化区域（中心部））

①基本的な考え方

- ・田原市の中心をなす拠点であり、高度な商業の集積、都市に特有のにぎわいづくりを目指すとともに、さらに商業・業務機能、医療、高等教育機関等の集積を図ります。

②土地利用

- ・定住人口の増加を見込む地域であるため、市街化区域内未利用地の活用を図るとともに、区域内における人口密度を高め、暮らしやすく魅力的な市街地の整備を図ります。
なお、住宅・宅地需要への対応が急務となり、既存市街地内での対応が困難な場合には、市街化区域の適正な拡大について検討を行います。
- ・商業地域、近隣商業地域に関しては、全般的には、住宅と混在した地域となっており、老朽木造住宅が集中する地域もみられるため、これらの地域を「住商混在エリア」と位置付け、**にぎわい機能エリアとの連携により、商業の集積**を図るとともに、道路等の基盤整備の進め方についても検討を行います。
- ・市役所周辺等市の業務機能が集積しているエリアを「防災・行政拠点エリア」と位置付け、適切な土地利用を行い、業務機能の集積を図ります。
- ・商業・業務機能の集積に関しては、**三河田原駅前の工場跡地等の活用を含め、にぎわい機能エリアに積極的に誘導**を図ります。
- ・市街化区域内未利用地の利用促進や土地利用の高度化を図り、住宅・宅地の整備と供給を促進します。
- ・三河田原駅周辺を中心に、市街地居住の利点を享受できる住宅・宅地の供給を図ります。
- ・高齢者の市街地居住ニーズに対応するため、高齢者住宅等の整備を図ります。
- ・工業系用途地域に関しては土地利用の規制・誘導方策について検討を進めます。

③都市施設整備等

- ・都市計画道路の整備を図り、市街地における交通利便性の強化を図るとともに、分散した市街地間の連携を高めるための市街地間連絡道路の整備を推進し、市内他地域とのアクセス改善を図ります。
- ・三河田原駅を市域全体の中心交通ハブとして機能させるため、駅周辺環境の充実を図ります。
- ・歩道や自転車道、緑地等の整備や景観形成においては、市の中心拠点にふさわしい質の高い都市施設の整備を図ります。
- ・市街地内及び周辺には、歴史・文化・観光施設等が立地しているため、「景観形成の軸」を中心とした良好な景観形成を図るとともに、サイン類等の整備による観光・交流等の促進を図ります。

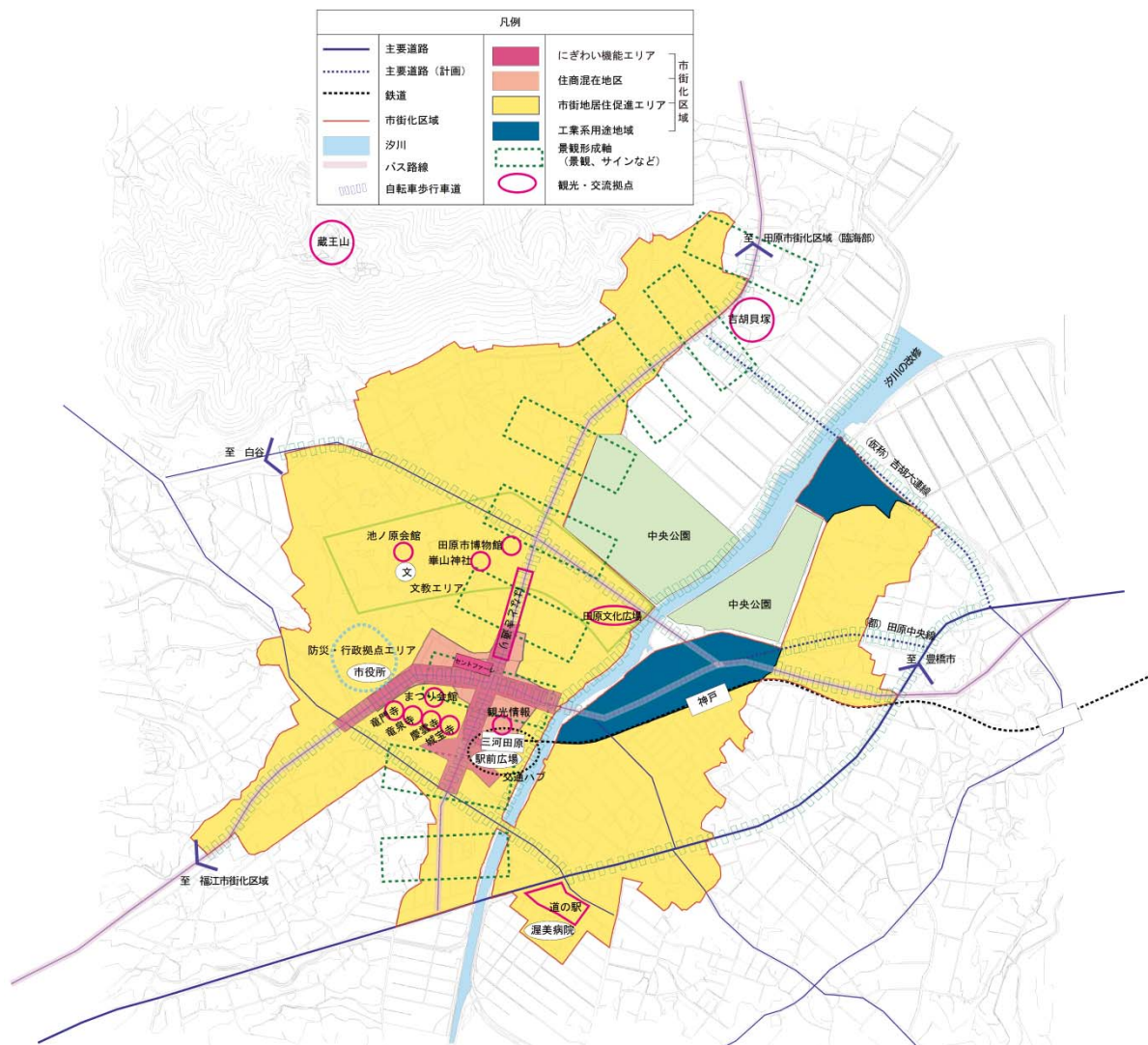


図12 土地利用方針図（田原市街化区域（中心部））

<景観形成軸について>

- ・田原市街化区域（中心部）における景観形成にあたっては、駅前整備、道路整備、商業振興、観光振興、にぎわいづくりなど他事業との関連において（都）田原駅前通り線をメインストリートとして位置付け、重点的に景観形成を図るとともに、その他の都市計画道路等についても積極的に景観形成を図ることがバランスの取れた景観形成を図る上で重要となります。
- ・そのため、景観基本計画等は策定されていませんが、その重要性を考慮し、本計画においても位置付けることとします。なお、「シンボル公園ネットワーク計画書」においては、重点事業である「城下町の風格ある緑豊かな市街地景観の形成」において本路線沿道の景観形成が位置付けられています。

2) 市街地拠点

(赤羽根市街化区域)

①基本的な考え方

- ・赤羽根区域の中心となる地域であり、区域内及びその周辺には、支所や地域の主要な公共施設が配置されているため、赤羽根区域の拠点としてふさわしい整備を進めます。

②土地利用

- ・国道42号沿道を「にぎわい機能エリア」と位置付け、身近な商業機能等の誘導を図ります。
- ・現在、市街化区域内人口は横ばいとなっていますが、将来、市街化区域の人口も徐々に減少していくと想定されているため、市街化区域内未利用地の利用促進や土地利用の高度化を図り、住宅・宅地の整備と供給を促進します。
- ・赤羽根地区土地区画整理事業を推進し、市街地居住ニーズへの対応や田舎暮らしニーズへの対応を図るとともに、市街化区域内密集市街地の解消を図ります。

③都市施設整備等

- ・分散した市街地間の連携を高めるため、田原・福江市街化区域との市街地間連絡道路の整備を進め、自動車交通の利便性の向上を図ります。
- ・市街化区域内の道路整備を進め、生活環境の改善を図ります。
- ・田原市街化区域へのアクセス手段となる路線バスの維持・存続を図り、交通利便性の低下を招かないように努めます。
- ・都市計画公園等の計画的整備を図るとともに、歩道や自転車道、自転車専用道路、交流施設等の整備により観光・交流機能の充実を図ります。
- ・道の駅整備や赤羽根漁港との連携による観光・交流の促進を目指します。
- ・海浜部におけるレジャーニーズに適切に対応する施設整備等を今後とも進めます。

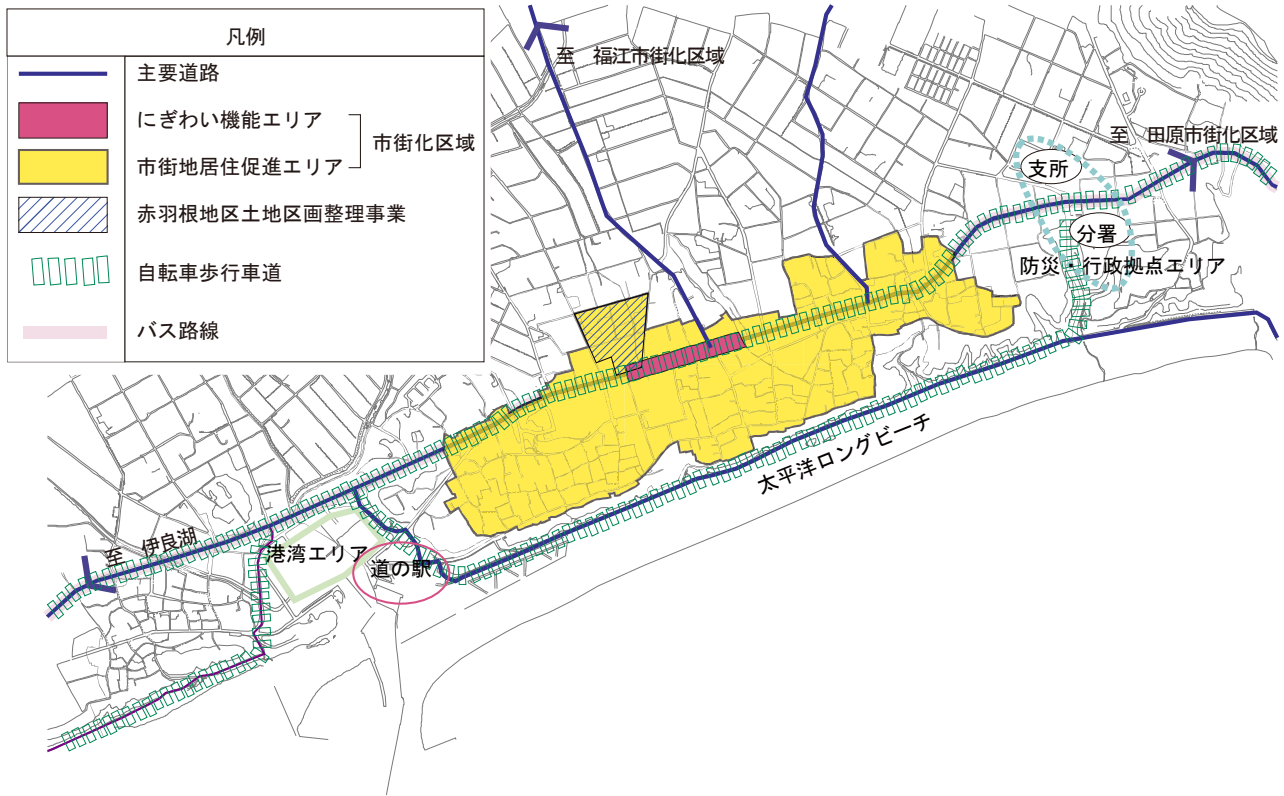


図13 土地利用方針図（赤羽根市街化区域）

(福江市街化区域)

①基本的な考え方

- ・ 渥美区域の中心となる地域であり、地域の中心となる商業・業務機能の集積や公共・公益サービスの拠点が集中して配置され、渥美区域の中心にふさわしい整備を進めます。

②土地利用

- ・ 国道259号沿道を「にぎわい機能エリア」と位置付け、身近な商業機能等の誘導を図ります。
- ・ 住宅と混在している区域北側の近隣商業地域に関しては、「住商混在エリア」と位置付け、用途地域等長期的な見直しを図ります。
- ・ 渥美区域の人口は減少傾向にあるなかで、特に福江市街化区域は、地域全体の割合を上回る人口減少が続いているため、市街化区域内未利用地の利用促進や土地利用の高度化を図ることにより、住宅・宅地の整備と供給を促進します。

③都市施設整備等

- ・ 分散した市街地間の連携を高めるため田原・赤羽根市街化区域との市街地間連絡道路の整備を進め、自動車交通の利便性の向上を図ります。
- ・ 市街化区域内の道路整備を進め、生活環境の改善に努めます。
- ・ 田原市街化区域へのアクセス手段となる路線バスの維持・存続を図り、交通利便性の低下を招かないように努めるとともに区域内に交通ハブの整備を行います。
- ・ 都市計画公園等の計画的整備を図るとともに、歩道や自転車道、自転車専用道路、交流施設等の整備による観光・交流機能の充実を図ります。
- ・ 福江港の活用による観光・交流の促進を図ります。

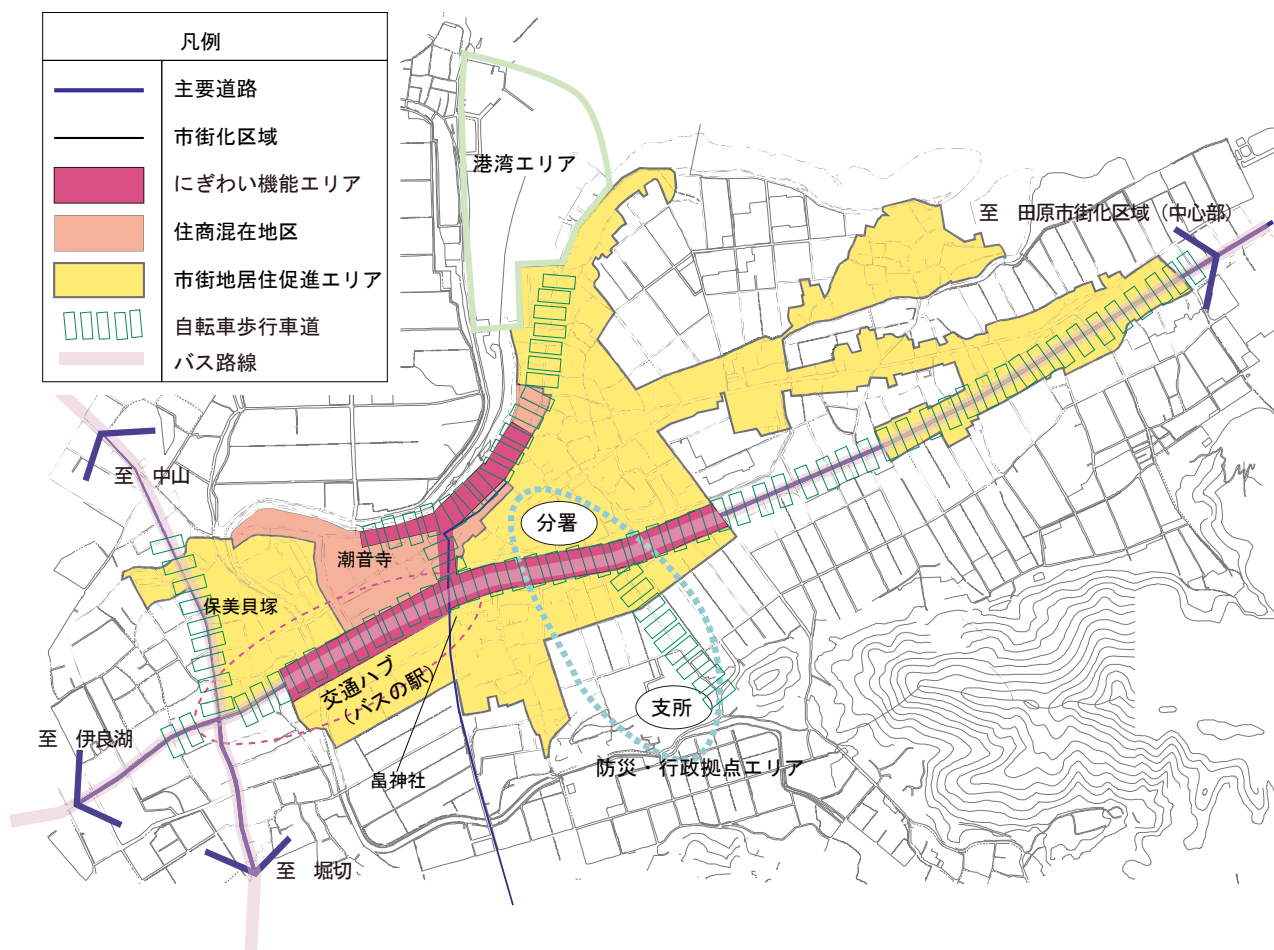


図14 土地利用方針図（福江市街化区域）

3) 産業集積拠点（田原市街化区域（臨海部））

①基本的な考え方

- ・本市の中心的な産業集積拠点であるとともに、住居系用途地域が指定され職住近接型の住空間となっていますが、今後も企業の立地はさらに進み住宅・宅地需要も継続するものと想定されるため、これらへの対応が必要な地域となっています。
- ・田原公共埠頭には耐震岸壁が整備されており災害時の拠点としても位置付けられます。また、臨海緑地は広域的に利用される緑地空間であり、道路交通網の整備が重要となっています。

②土地利用

- ・田原4区については、埋め立て竣功に合わせ、市街化区域へ編入するとともに、工業用地への企業誘致を積極的に進め、適切な土地利用を図ります。
- ・田原浦片土地区画整理事業を推進し、職住近接型の住宅・宅地の供給や小規模区画用地（工業用地）の創出にむけた地域地区等の指定を行います。
- ・良好な街並みの形成を図るため、適切な地区計画の設定を検討します。
- ・地域内もしくは隣接地に商業、業務施設等利便施設用地等の確保を図ります。
- ・その他の工業用地についても、多様なニーズに対応した用地の整備を促進します。

③都市施設整備等

- ・（都）浦片浜線の整備を進め広域幹線道路へのアクセスの改善を要望します。
- ・（都）田原駅前通り線等の整備を要望し、田原市街化区域（中心部）との連携を深めるとともに三河田原駅へのアクセスの改善を図ります。
- ・企業の進出に伴う従業員の住宅・宅地需要への対応は、基本的には田原市街化区域（中心部）において、区域内未利用地の活用や土地利用の高度化により対応します。
- ・田原市街化区域（中心部）からの公共交通の充実を図ります。
- ・田原公共埠頭の整備を促進し、港湾機能の充実を図ります。
- ・臨海緑地の整備を促進し、市民や企業従業者に身近なレクリエーション空間を確保します。

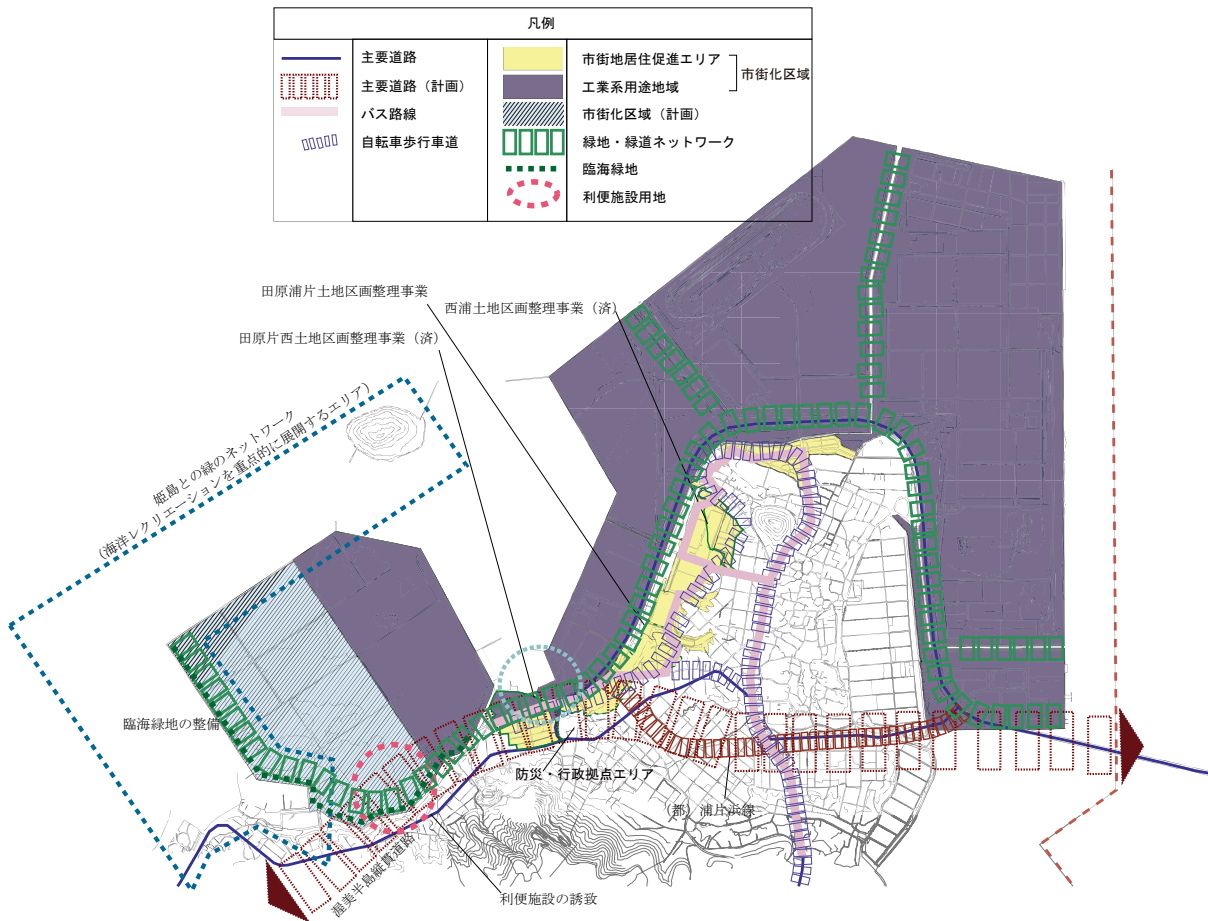


図15 土地利用方針図(田原市街化区域 臨海部)

4) 中心集落生活拠点

①基本的な考え方

- ・市民館が整備され、地域（小学校区）の中心となる集落であるため、各校区の中心拠点としてふさわしい整備を進めます。

②土地利用

- ・農業従事者の住宅、農業用施設等の立地を除いて原則的に新たな住宅の立地を抑制します。（公共公益サービスの低下が予測される地域での高齢者の居住が望ましいとは考えられないため。）
- ・集落内の既存宅地・住宅の活用を図り、まとまりのある集落形成を図っていくとともに郊外居住（子育て期のファミリー、田舎暮らしニーズなど）への対応を進め、若年層の流入を図ります。
- ・農地・森林の保全と有効活用を図ります。

③都市施設整備等

- ・市街化調整区域内において中心となる集落として位置付け、既存の市民館の活用方法や公共公益施設の整備、公共サービスの展開等を検討します。
- ・市街地への道路アクセスの改善を図ります。
- ・集落内幹線道路の整備により、救急車両等の通行を容易にします。
- ・さまざまな市民ニーズに対応できるよう長期的な視点で市民館、集会所等の整備について検討を行います。
- ・高齢者や高校生などのニーズに対応するため、コミュニティバス等による公共交通の確保を図ります。

5) 集落生活拠点

①基本的考え方

- ・中心集落生活拠点に準じた規模を有する集落ですが、商業施設などが少なく、生活利便性が他の拠点に比べ低いため、今後、人口が減少するとさらに進むと考えられます。
- ・他方、これらの集落においては、豊かな自然や歴史的に積み重ねられてきた地域の伝統など「田舎暮らし」の魅力が豊富に残されているため、自然環境や営農環境などを魅力に感じる新たなニーズ（田舎暮らしニーズ）への対応を行うことにより、地域の活力の創造につなげることが可能な地域です。

②土地利用

- ・農業従事者の住宅、農業用施設等の立地を除いて原則的に新たな住宅の立地を抑制します。（公共公益サービスの低下が予測される地域での高齢者の居住が望ましいとは考えられないため。）
- ・今後、人口が減少する傾向にあり、本計画終期には半減する集落もあると想定されているため、集落内の既存宅地・住宅の活用を図ります。これにより、まとまりのある集落形成を図っていくとともに郊外居住（子育て期のファミリー、田舎暮らしニーズなど）への対応を進め若年層の流入を図ります。
- ・農地・森林の保全と有効活用を図ります。

③都市施設整備等

- ・農業の活性化や農業基盤を活用した地域のにぎわいづくり等を具体化していく地域として位置付けます。
- ・高齢者や高校生などのニーズに対応するため、コミュニティバス等による公共交通の確保を図ります。

6) 農業集落環境保全エリア

①基本的考え方

- ・小規模な農業集落や漁業集落などが分散する地域であり、これらの集落は、山、海、農地などの自然環境の維持・保全に多大な貢献を行っていますが、既にバス停もない地域が大半であり、生活利便性は低く高齢者等の居住環境が低下しています。
- ・他方、これらの集落においては、豊かな自然や歴史的に積み重ねられてきた地域の伝統など「田舎暮らし」の魅力が豊富に残されているため、自然環境や営農環境などを魅力に感じる新たなニーズ（田舎暮らしニーズ）への対応や自然や地域の伝統を活用した体験の場や交流の場を整備することにより、地域の活力の創造につなげることが可能な地域です。

②土地利用

- ・農業従事者の住宅、農業用施設等の立地を除いて新たな住宅の立地はできるだけ抑制していきます。（高齢期には住み替えが必須となるため。）
- ・今後、人口が減少する傾向にあり、本計画終期には限界集落化や無人化のおそれもあると想定されるため、集落内の既存宅地・住宅の活用を図ります。これにより、まとまりのある集落形成を図っていくとともに郊外居住（子育て期のファミリー、田舎暮らしニーズなど）への対応を進め若年層の流入を図ります。
- ・農地・森林の保全と有効活用を図ります。

③都市施設整備等

- ・市街化調整区域内の集落であるため、農業の振興を図るとともに、自然とのふれあいなどによる交流活動を進めるべき地域として位置付けます。
- ・デマンド型乗合タクシー等の活用、地域での共助による交通手段の創出等への支援を図ります。
- ・自然環境に恵まれた地域においては、自然体験型交流施設等の整備により交流人口の増加を目指します。

表7 農業集落の位置付け

地域の名称	基本的な性格	支援方策
中心集落生活拠点	市街化調整区域内集落の中で拠点となる。	拠点としての機能の整備を図る。
集落生活拠点	農業振興等を通じて維持存続を図る。	農業生産の効率化、高付加価値化、農業体験施設等の整備を図る。
農業集落環境保全エリア	農業振興とあわせ自然体験活動等の交流活動の振興により維持存続を図る。	上記に加え、自然体験施設、交流機会の充実等を図る。

2. 土地利用の方針

都市的土地利用に関しては、基本的には現在の地域地区指定を維持していきますが、社会状況の変化、土地利用に変化が生じた場合、また、既存の土地利用計画と現実の土地利用に相違が見られる場合には、適切な土地利用が図られるよう適宜地域地区の見直しや地区計画等の設定を検討します。

なお、自然的土地利用に関しては、地域の環境保全を基本とします。

以下、個々の土地利用の方針について示します。

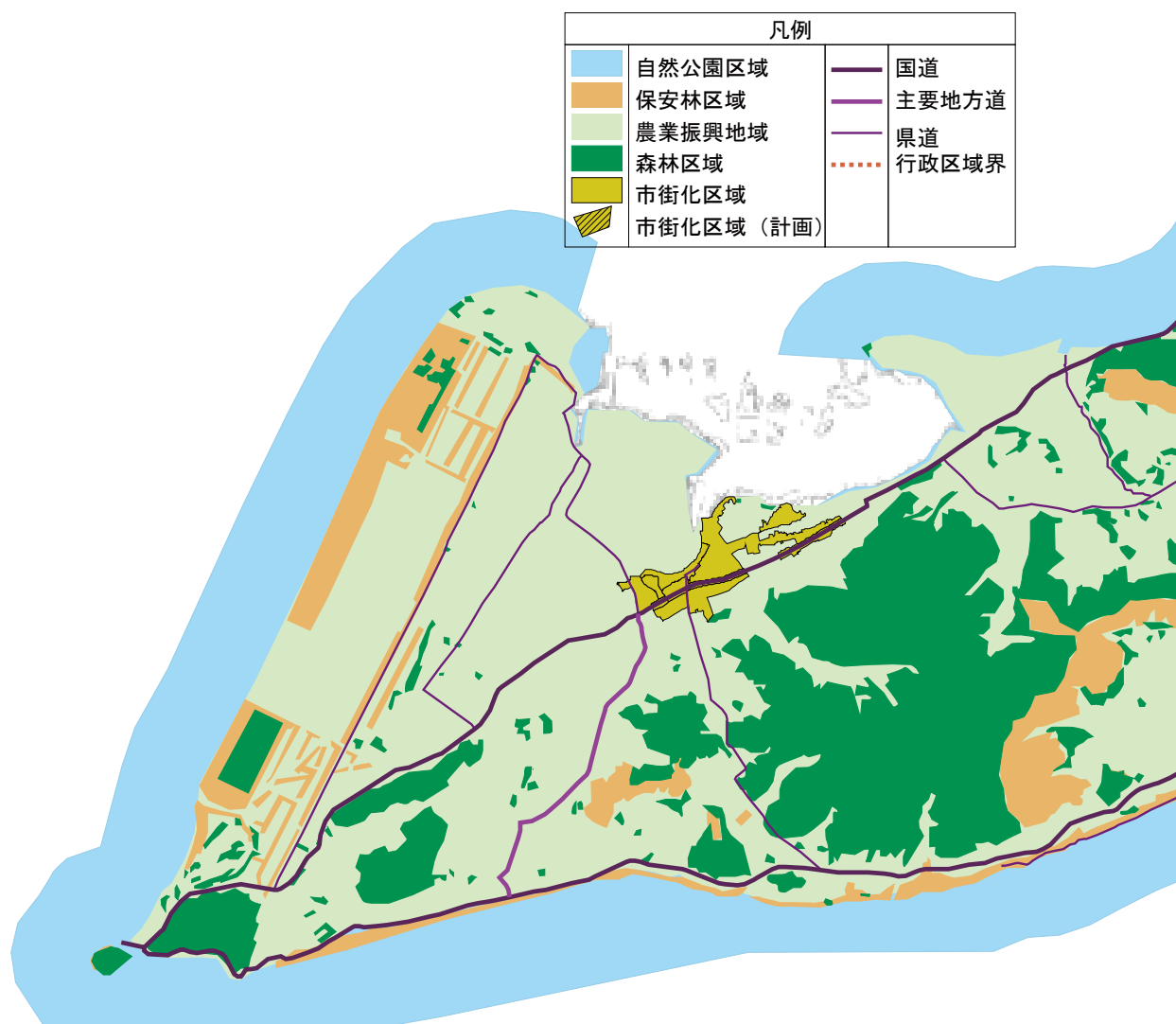
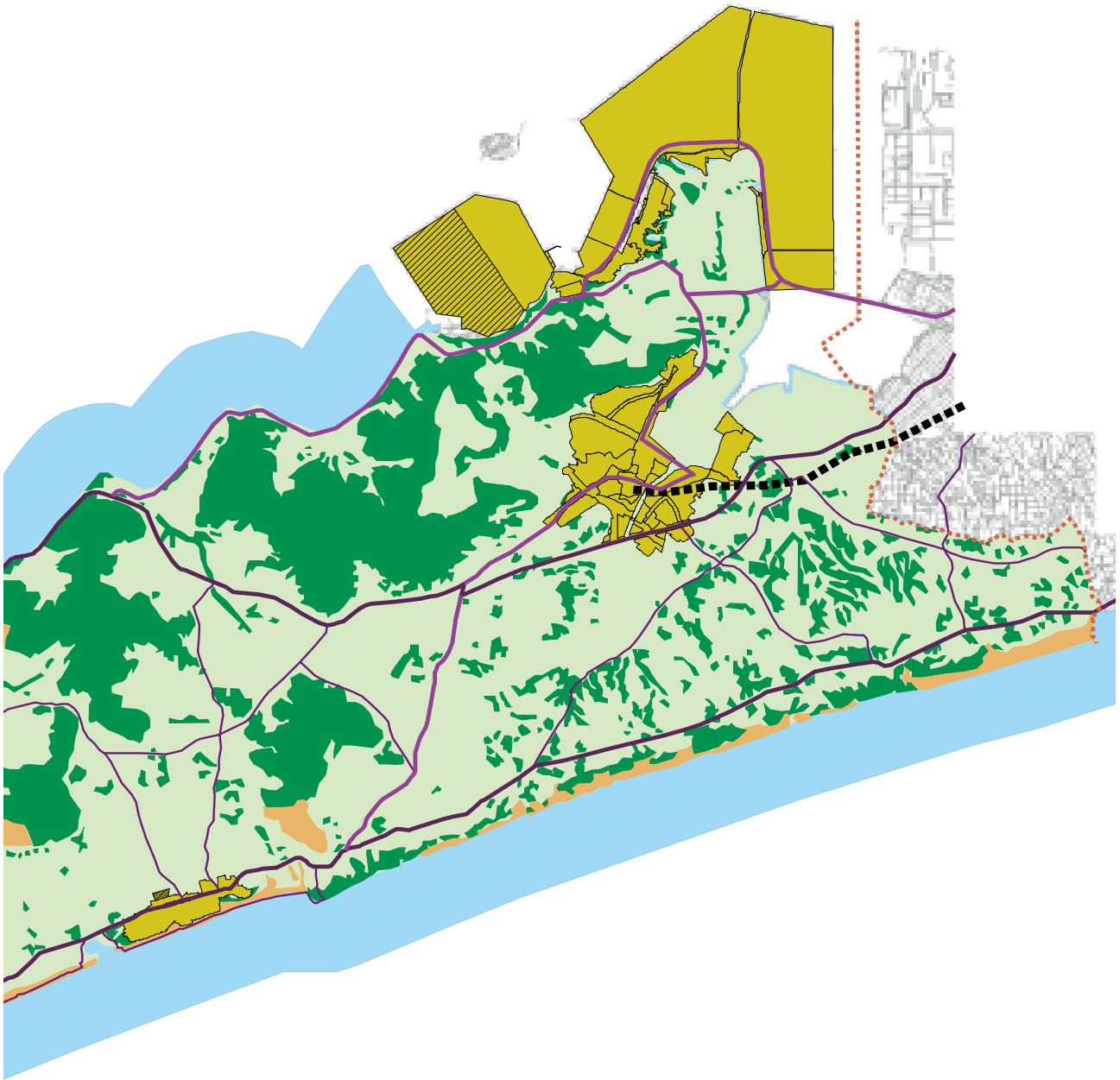


図16 土地利用方針図（全体）



1) 都市的土地利用

①商業系用途地域

商業地域及び近隣商業地域の指定を行っており、商業地域では商業機能が集積しにぎわいの拠点となること、近隣商業地域では市民の身近な暮らしを支える店舗等が集積することを目指してきましたが、以下の状況となっています。

- ・商業振興の取組みは継続的に行われているが、住商が混在し、さらに、空き家・空き店舗・空き地が増加しているため、商業機能の集積が拡散しつつあります。そのため、商業地域に特有のにぎわいに欠ける傾向があり、商業機能の衰退が著しく、地域内では住宅がほとんどとっていい状況となっています。
- ・また、土地の流動化が進んでおらず、規模も小さいため、新規に商業店舗等が立地する余地が不足している状況にあり、面的な整備による土地利用の高度化が進まず、また、実現も困難な状況となっています。
- ・顧客ニーズへ対応するためには店舗の大型化が望まれる傾向にありますが、商業系用途地域内には大型店舗立地の余地がなく、規模の大きな商業施設は幹線道路沿道に立地する傾向にあります。

○方針

- ・田原市街化区域（中心部）の「住商混在エリア」は、にぎわい機能エリアとの連携により、商業の集積を図るとともに道路等の基盤整備の進め方についても検討を行います。
- ・田原市街化区域（中心部）の「にぎわい機能エリア」は、三河田原駅前の工場跡地の一帯について商業系用途への変更を進めるなど、商業を含むにぎわいの醸成に努める地域とし、「徒歩・自転車圏」に配慮した配置とします。

②住宅系用途地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域の指定を行い、市民が安心・安全で暮らしやすい居住環境の形成を目指してきましたが、以下の状況となっています。

- ・農地等で住宅への転換が図られていない土地が分散しています。
- ・空き家、空き地が増加しているとともに、土地の活用が進まず、適切な再利活用が図られていません。特に、高齢者世帯における住宅・土地資産の有効活用が図られていないと考えられます。
- ・老朽木造住宅が密集し都市基盤整備が十分に行われていない地域が見られます。
- ・臨海部従業者の定住を促進させるための土地・住宅が不足しています。

○方針

- ・田原市街化区域（中心部）の住居系地域における高齢者所有の土地については、土地利用の流動化を図るため、適切な施策の検討を行います。（高齢者所有の土地の定期借地権での利用促進、ただし、所有者の事由によって土地売却を希望する際の斡旋などを市が行うことなどにより、高齢期に特有の経済的問題に対応していく、など）
- ・（都）田原駅前通り線沿道及び三河田原駅周辺においては、住宅、商業、にぎわい施設、公共交通ハブ機能などの集積を促進させるとともに住宅の立地を図ります。
- ・住居系用途地域に隣接する工業系用途地域の指定にあたっては、居住環境に配慮した規制・誘導を行います。

- ・市街地居住促進エリアの工業系用途地域は、居住環境の保護の観点から、住居系用途地域への変更を図ります。
- ・浦片、赤羽根土地区画整理事業で創出される土地の用途地域の指定にあたっては、周辺の土地利用に配慮した地域地区の指定を行います。

③工業系用途地域（工業専用地域・工業地域）

生活環境への影響を回避し効率的な工業生産が行われる地域であり、適切な工業の立地が行われるよう規制・誘導に努める必要があります。

○方針

- ・田原4区については、埋め立て竣功に合わせ市街化区域に編入し、工業用地内の道路等基盤整備の促進を図ります。
- ・小規模な工業用地へのニーズについては、浦片土地区画整理事業において対応を検討します。（なお、当該地域の用途地域については、適切な用途の指定を行います。）
- ・臨海部における工場立地を促進させるため、幹線道路の整備促進（高速道路へのアクセス改善）、利便性向上のための生活利便施設の適切な配置などを図ります。
- ・田原市街化区域（中心部）の工業専用地域に関しては、中心市街地に近接する地域であり、生活環境への影響も大きいと見られるため、規制・誘導のあり方について検討を進めていきます。なお、用途地域指定の変更などを行う際には、市街化区域の土地利用の状況を踏まえながら行います。

④工業系用途地域（準工業地域）

軽易な工業生産が身近な生活環境の中で行われる地域ですが、住工商混在となりやすく、沿道型の小規模商業施設も多く立地しているのが現状です。今後は、身近な生活環境に大規模な工業施設が立地している地域に対し、環境・景観の面から対策が必要となっています。

○方針

- ・準工業地域については、生活環境への影響を配慮し、適切な土地利用への誘導を図ります。
- ・準工業地域における延床面積1万㎡を超える大規模商業施設の立地については、これを抑制していきます。

2) 郊外型住宅団地

郊外団地の多くは、農業振興地域内白地地域や自然公園区域に立地しており自然豊かな地域ですが、特定世代に集中した年齢構成となりやすく、地域の高齢化、住宅の老朽化等が急激に進む傾向があります。

○方針

- ・都市と農村の住み替え、移動しやすい柔軟な居住システムの構築により地域内のリニューアルの促進を図ります。
- ・住宅のリニューアルを促進させるため、地区計画等による取組みを検討します。

3) 自然的土地利用（農業・漁業地域）

農業振興地域は農用地域と白地地域に区分されますが、農用地域は営農のために必要な集落、農業用施設等が計画的に整備されているのと同時に、まとまりのある農地として活用、維持・保全され、今後さらに農業生産基盤として効率的利用を図る必要がありますが、以下の課題があります。

- ・農業就業者の高齢化・減少が進んでいるため、農業生産基盤利用の流動化を図る必要があります。
- ・市街化区域の1.5倍の人口が調整区域に居住しています。このことは、白地地域における農家分家住宅等の分散的な立地が進んでいることにより、市域全体に人口が拡散していることが考えられます。今後、このような分散的な立地を放置すると、人口の減少と高齢化が進むにつれ、地域活動が困難となり限界集落化する地域や孤立する可能性のある住宅が発生すると考えられます。
- ・集落内においては、生活道路等が十分に整備されていない地域が見られます。

○方針

- ・農地の適切な利用を今後とも促進するとともに農地の維持・保全に努めます。
- ・農業集落地域においても計画的な土地利用を進めることによりまとまりのある集落の形成を目指します。特に、農業集落周辺の白地地域に関しては、住宅の立地等に関する規制・誘導が行われていないため、人口減少、高齢化に対応できるまとまりのある集落形成という視点から方策を検討します。
- ・新規農業就業希望者が非農業者である場合にも農地の活用が容易に行えるよう配慮します。

4) 自然的土地利用（自然地域）

地域内は、保安林区域、森林区域、自然公園区域等に指定され、豊かな自然が残されており、今後は自然を体験できる施設等の整備をさらに進めていくべき地域ですが、河川水質や公共用水域の水質汚濁や開発により、多様な動植物の生息できる環境が減少しているため、環境保全対策が求められています。

また、太平洋岸自転車道が連続して整備されておらず、国道42号による代替区間があり本来の機能を十分に発揮していない箇所が見られるほか、公園、休憩施設、体験施設等が不足している傾向にあります。

○方針

- ・河川や海洋の水質改善に努めるとともに、自然環境の保全に努めます。
- ・自然を体験できる遊歩道・自転車道、体験施設、公園等の整備を図ります。
- ・市内の自然環境スポットを周遊できる環境整備に努めます。
- ・農地・森林・海岸などの保全と有効活用を図ります。

3. 都市施設整備の方針

1) 道路

道路については広域幹線道路、市街地間連絡道路、生活道路の3つのレベルに応じて整備の方針を整理し、都市計画道路の整備に関しては、路線の優先順位を見極めながら整備を図り、必要であれば路線の見直しを行うものとします。

また、市で定めた緊急輸送道路の耐震性確保を図ります。（なお、緊急輸送道路については、60ページ「図21 防災関係施設等整備方針図（緊急輸送道路及び防災拠点）」に掲載しています。）



図17 道路ネットワーク図（田原市街化区域周辺）

表8 都市計画道路一覧

都市計画道路名	道路の位置付け
(都) 神戸蔵王線	田原市街化区域（中心部）西部を南北に縦断し国道42号及び渥美半島縦貫道路を結ぶ都市内幹線道路
(都) 田原駅前通り線	田原市街化区域（中心部）中央部を南北に縦断し三河田原駅、田原市街化区域（臨海部）および渥美半島縦貫道路を結ぶ都市内幹線道路
(都) 田原中央線	田原市街化区域（中心部）中央部を東西に横断する都市内幹線道路（国道259号より南に関しては主要地方道田原赤羽根線による代替を検討中）
(都) 姫島港線	田原市街化区域（中心部）北部を東西に横断し、市街地内循環道路の一部をなす都市内幹線道路
(都) 大草豊島線	田原市街化区域（中心部）の通過交通処理を担うとともに市街地と国道42号を結ぶ都市内幹線道路（（一）大草豊島線の整備による代替を検討中）
(仮) 吉胡六連線	田原市街化区域（中心部）東端を南北に通過し国道42号、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市内幹線道路
(仮) 大草白谷線	田原市街化区域（中心部）西側を南北に通過し国道42号、渥美半島縦貫道路を結ぶ都市内幹線道路
(都) 浦片浜線	主要地方道豊橋渥美線の通過交通処理を担い広域幹線道路渥美半島縦貫道路の一部をなす道路

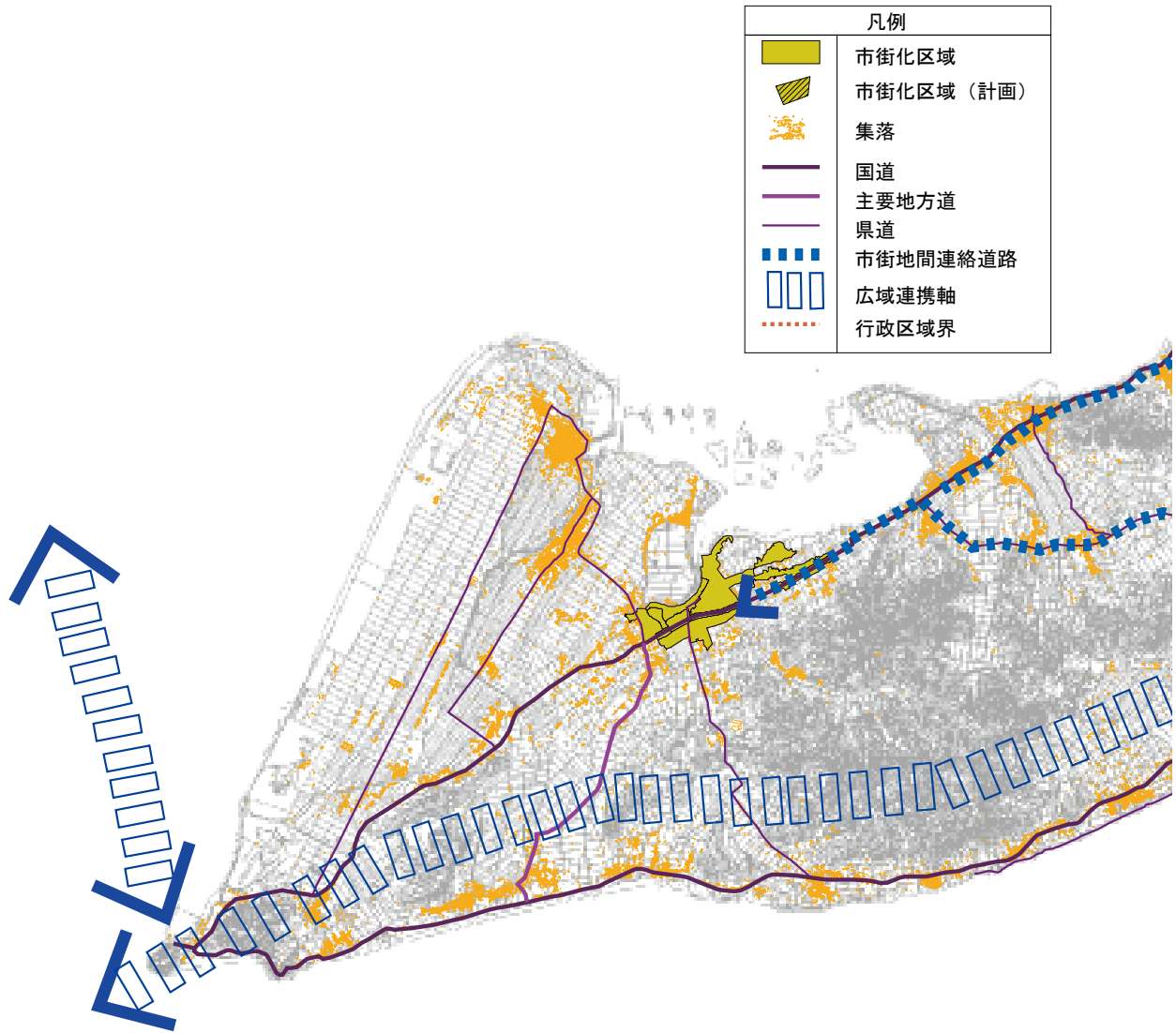
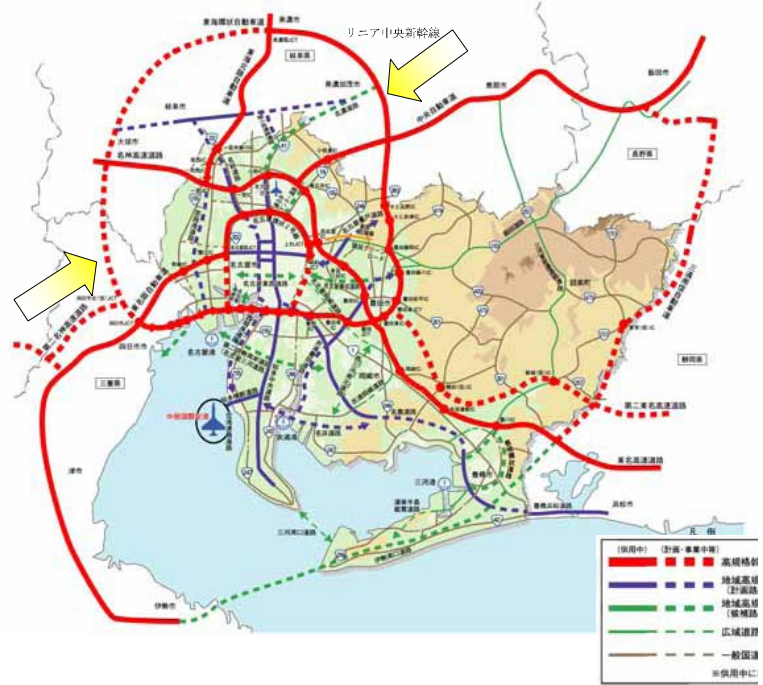
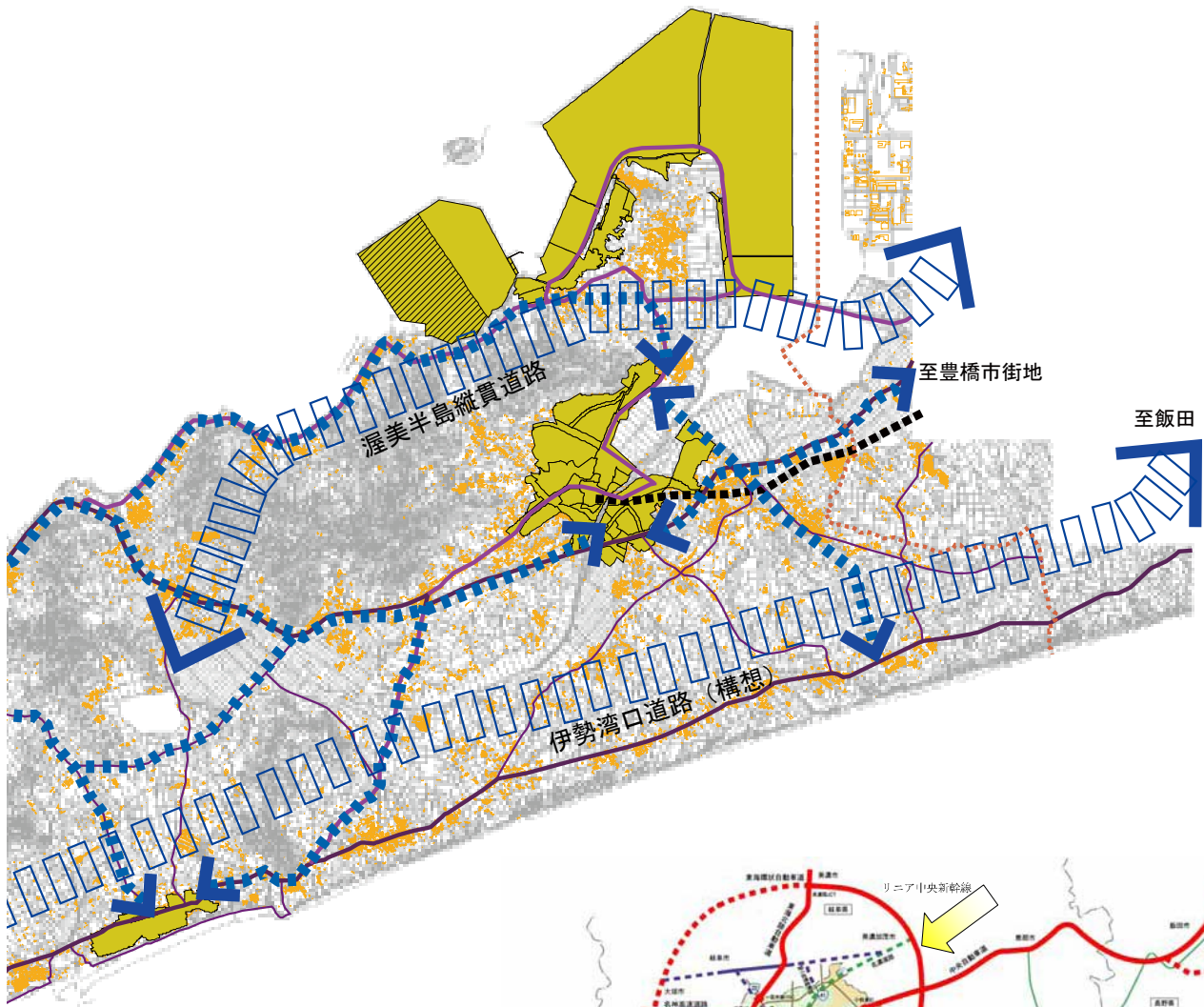


図18 道路ネットワーク図



(広域圏図)

①広域幹線道路

渥美半島縦貫道路及び伊勢湾口道路（構想）は、本市にとって極めて重要な広域幹線道路ですが、渥美半島縦貫道路に関しては、半島中央部以西について計画が具体化していないこと、伊勢湾口道路（構想）に関しては、計画の位置付けが明確になっていないことなど、今後の課題が残されています。

そのため、次の取組みを進めていきます。

- ・国土幹線軸へのアクセスの改善は至上命題であり、産業・観光の振興、地域の利便性の向上、救急医療の広域化に伴う救急搬送の時間短縮のため、高規格の広域幹線道路の整備を要望していきます。
- ・周辺市町村における各道路から2兆円以上の物流が田原市街化区域（臨海部）へ集中するため、その物流を支えるためのアクセス道路の整備や高速自動車交通網へのアクセス改善に資する国道23号等幹線道路の整備や浜松三ヶ日・豊橋道路の整備等を要望していきます。
- ・田原市街化区域（臨海部）における物流ニーズに適切に対応するため、渥美半島縦貫道路の早期整備・供用開始を要望していきます。
- ・伊勢湾口道路（構想）は、三遠南信地域との連携、東名、新東名など高速自動車交通網へのアクセス、西遠地域との連携、市内道路交通ネットワークの充実など複合的な機能を果たす道路であるため、長期的な視点で整備を要望していきます。

②市街地間連絡道路

市街地間連絡道路は、市内主要地域を結ぶ幹線道路であり、3市街化区域をそれぞれ20分程度で結ぶことを目標に整備を進めています。特に、赤羽根、渥美区域に関しては鉄道が利用できないため、市街地間を結ぶ道路の整備を図ります。

- ・国道259号バイパス（江比間～福江）など、既存道路の改良、整備により市街地間の交通改善を要望していきます。

③生活道路

- ・緊急車両が進入可能な道路が整備されていない集落においては、早期に道路の整備を目指します。

④都市計画道路

- ・（都）田原中央線、（都）田原駅前通り線、（都）浦片浜線等の早期整備を要望するとともに、整備の優先順位等に関して必要に応じて適宜見直しを図ります。

⑤地震防災対策

市内の緊急輸送道路については、震源に近いことや液状化危険度が高いことなどから被災する可能性が高いのが実情です。

そのため、以下の取組みを進めていきます。

- ・第一次及び第二次緊急輸送道路については、耐震性の強化を県に要請します。
- ・市緊急輸送道路に関しては、順次耐震性の強化を目指すとともに、被災時の応急復旧用資機材等の確保・備蓄を図ります。

⑥歩道、自転車道

全国的には、自転車の利用が進みつつありますが、本市においては、都市の形態上の特性などにより、自動車への依存度が高い状況にあるほか、自転車利用のあり方に関する基本的な方針やそのための施設整備等に関する計画・方針が定められていない状況にあります。

そのため、以下の取組みを進めていきます。

- ・市街地における歩道や自転車道のネットワークのあり方に関する検討を進めるとともに、本市における自転車利用のあり方に関する総合的な計画の立案を検討します。
- ・歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、市街地における道路整備に併せて、歩道や自転車道の整備を図ります。
- ・地域の観光・交流資源及び交通安全施設として、一般県道田原豊橋自転車道線の整備（国道42号併設区間の歩道設置、十分な歩道幅員の確保等）、適切な維持管理を県に要望します。

2) 公園・緑地

公園・緑地に関しては、「田原市緑の基本計画」（田原市シンボル公園ネットワーク計画）の推進により公園・緑地の整備を図っていきます。

①都市公園

- ・田原市街化区域（中心部）に隣接する中央公園の早期整備・供用開始を図り、市民一人当たり都市公園面積を10m²の実現を目指します。

②保全配慮地区

「田原市緑の基本計画」では、市街地において緑地の保全のために配慮が必要な箇所や市街化調整区域において土地利用規制が緩やかで、かつ緑地の保全のため配慮が必要な箇所を、保全配慮地区に定めています。

これらの保全配慮地区については、土地の改変等により緑地が消失することのないよう配慮していきます。

- ・市街化区域3地区（田原市街化区域内の社寺林とため池、赤羽根市街化区域の社寺林、福江市街化区域の社寺林）、その他2地区（猿田池、むくろじ湿原）の保全配慮地区においては、環境資源の保全及び活用を進めるため、周辺の土地利用との整合を図ります。

③緑化重点整備地区

- ・市内10箇所の緑化重点整備地区における取組みについてリーディングプロジェクトと位置付け推進します。

④子どもの遊び場の確保

ちびっ子広場、児童遊園、農村広場などの各種公園があるものの、地域的偏りがあり、赤羽根市街化区域、福江市街化区域においては都市計画公園として整備されたものがない状況となっています。

- ・子育て支援の観点から、子どもの遊び場、子どもの居場所となる公園等の整備を進めます。

⑤その他

- ・自然公園区域においては、自然環境の保護・保全、多様な動植物の生息環境の保全等を図るとともに、体験型交流施設等の整備を目指します。また、保安林の管理を適切に行います。

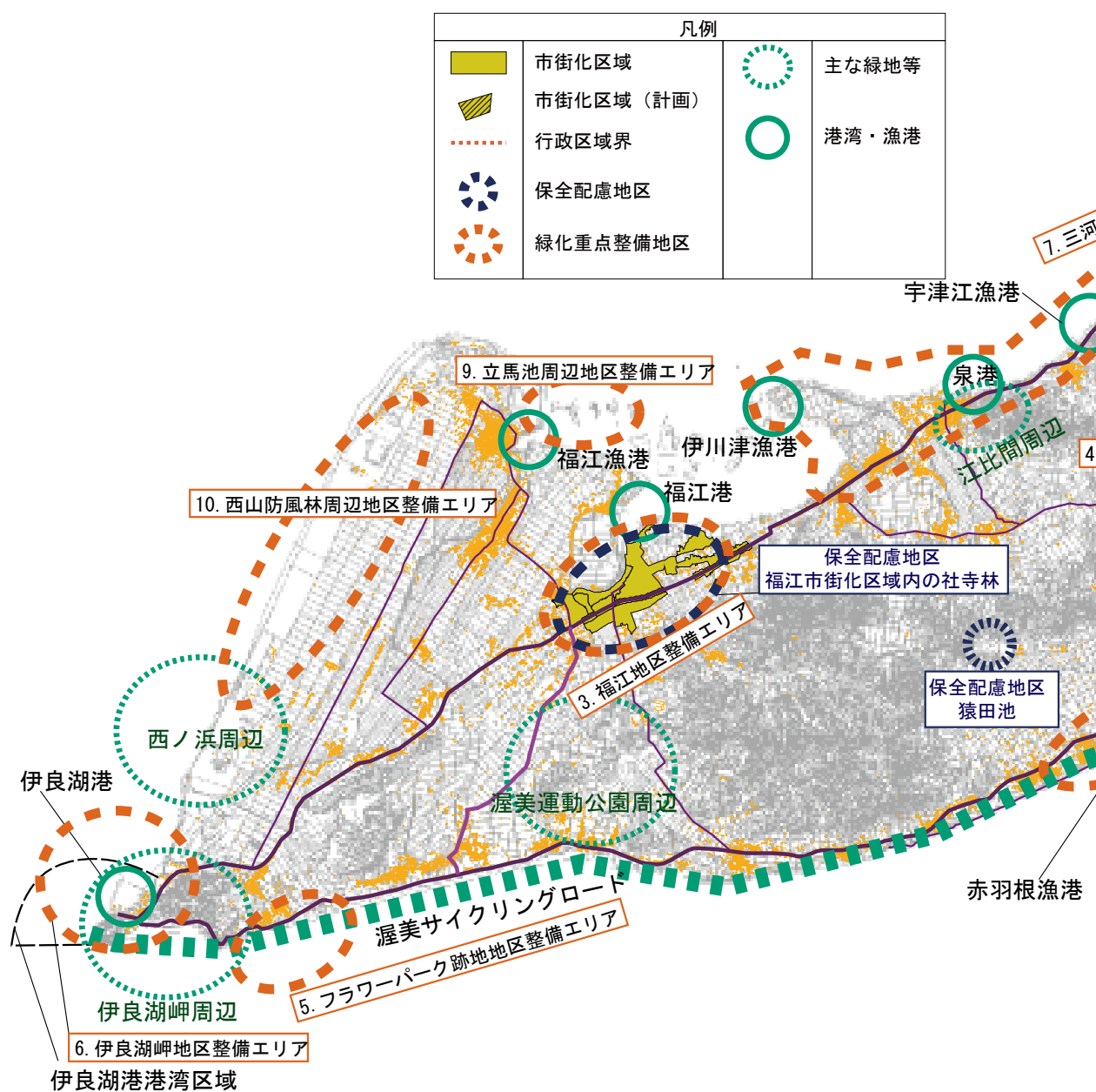
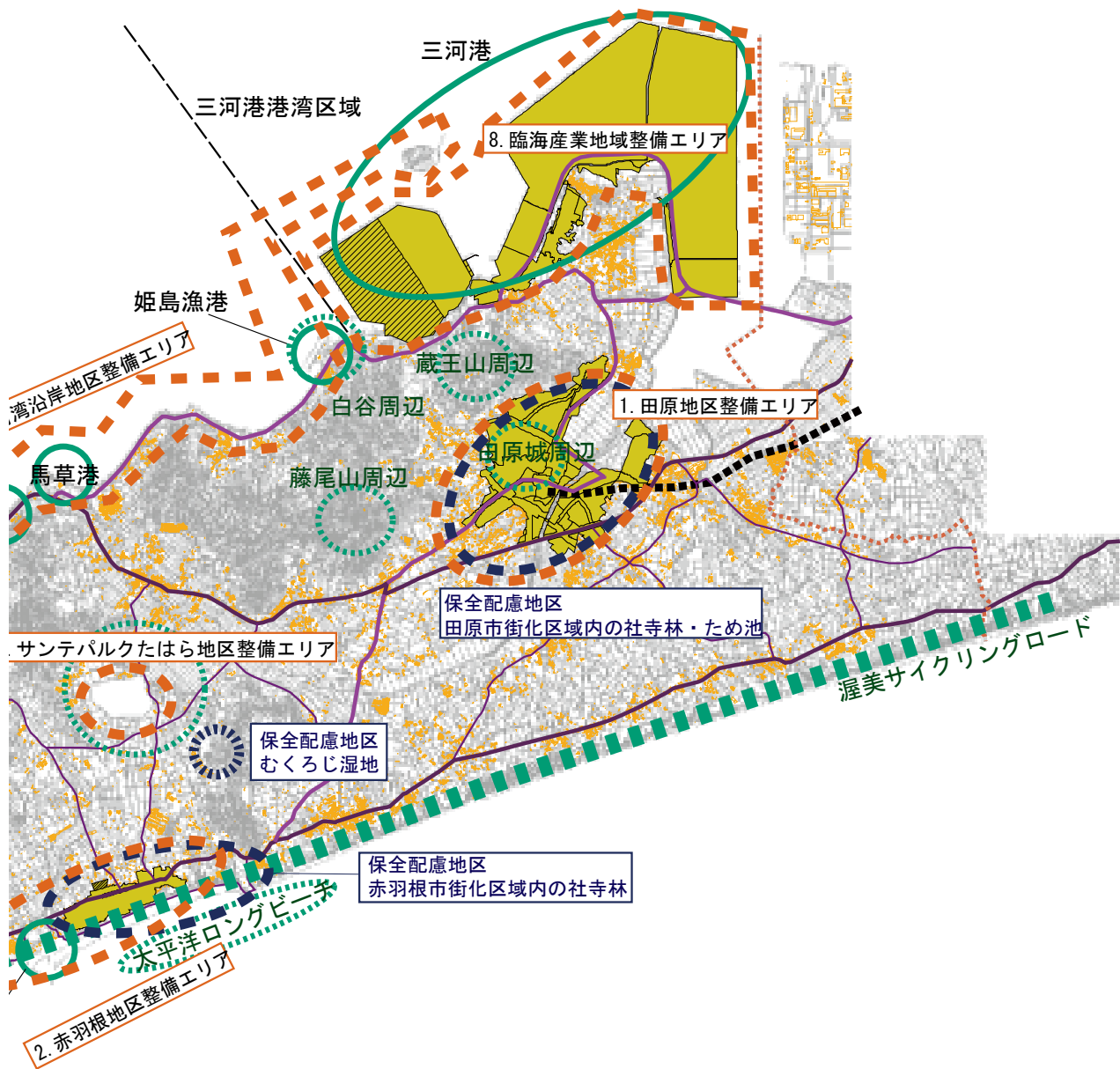


図19 公園・緑地整備方針図



3) 公共交通

本市における公共交通は、「田原市地域公共交通戦略計画」等に基づき充実を図ります。

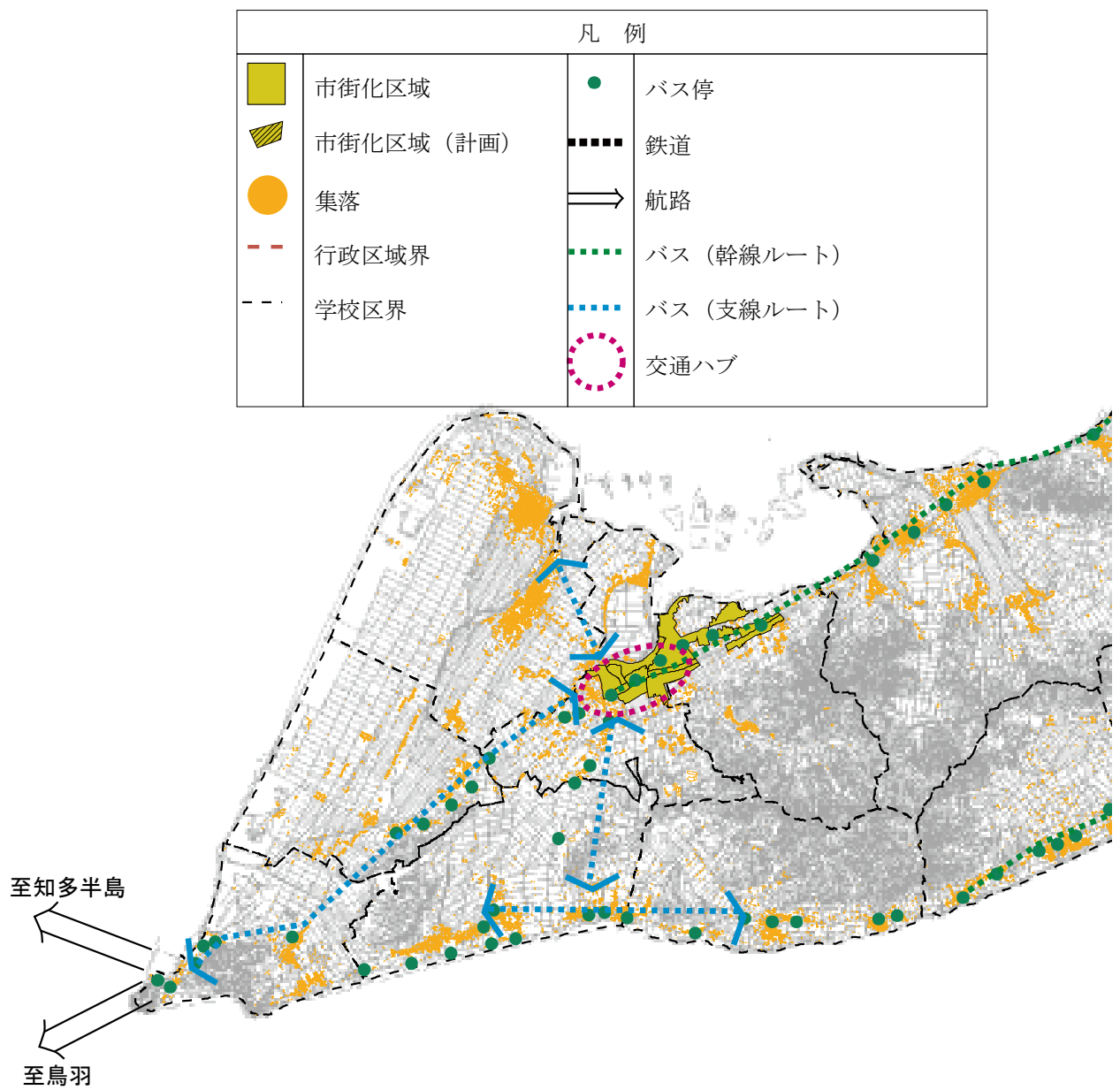
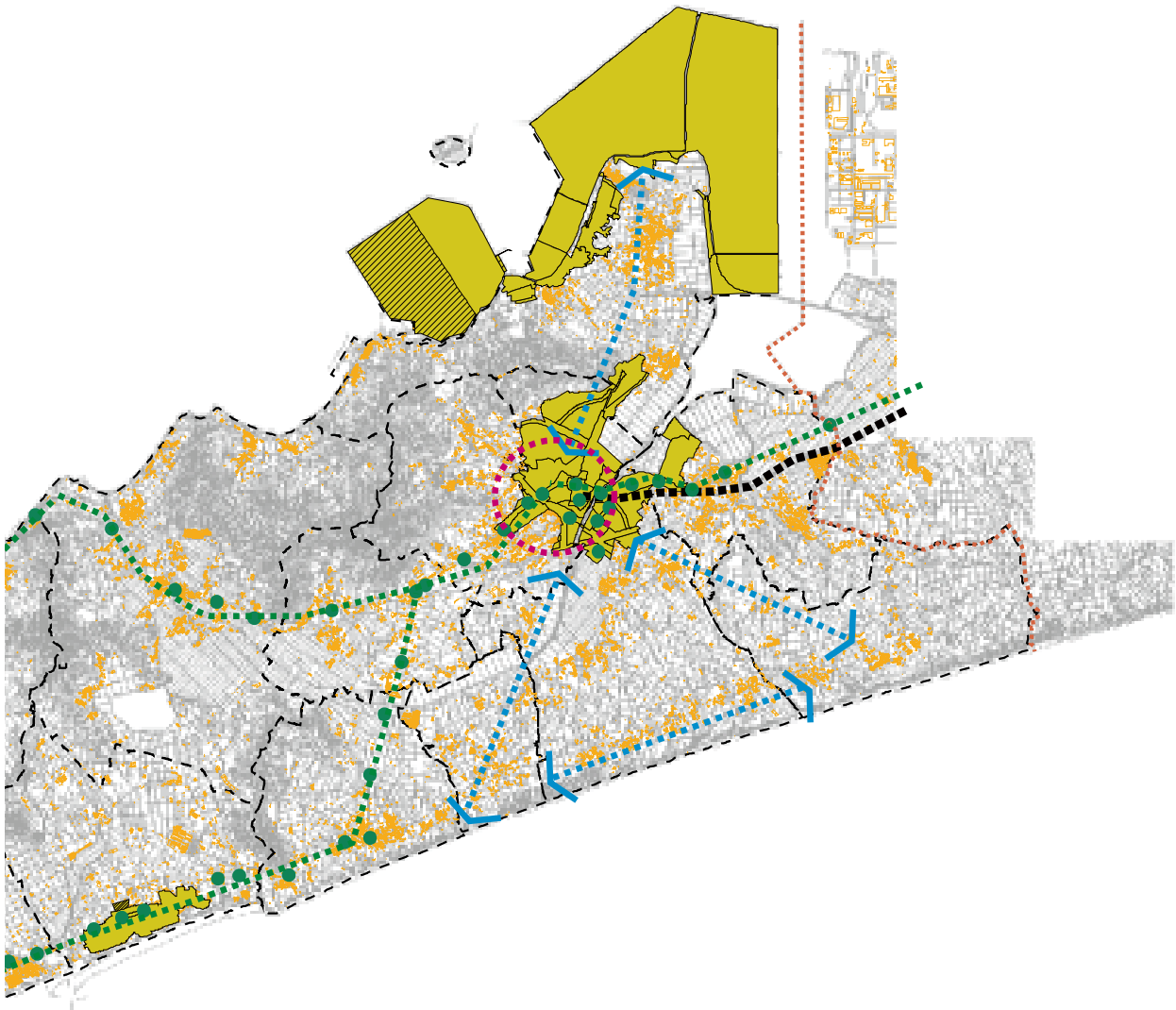


図20 公共交通ネットワーク図



①鉄道

- ・豊橋鉄道渥美線は、本市唯一の鉄道であるため、事業者等と連携し、利便性の向上に向けた取組みの検討を行います。
- ・赤羽根・渥美区域での利便性の向上を図るため、高速化、運行本数の増加、バス路線との接続性の向上等、事業者等と連携して検討します。
- ・三河田原駅周辺に関しては、徒歩、自転車、自動車、バス等との円滑な相互接続が可能な中心交通ハブとしての機能を高めるため、駅舎の移転、駅前ロータリー、駐車場、駐輪場の整備等を行うとともに簡易商業施設の立地を促進します。
- ・田原市街化区域（中心部）における自転車・歩行道ネットワークの整備により、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

②路線バス

- ・豊鉄バスが運行する伊良湖本線及び伊良湖支線の2路線については、幹線ルートとして位置付け、利用の促進を図り、路線の維持存続に努めます。なお、これら2路線は、国、県の補助路線として維持していきませんが、国、県では補えない部分は市が必要な助成を行います。
- ・バス停の整備を進め、路線バスの利用促進を図ります。
- ・三河田原駅周辺、福江市街化区域（保美）周辺には交通ハブを設け、後者についてはバスの駅と位置付けることを検討します。

③コミュニティバス

- ・路線ごと利用状況にばらつきが見られるため、今後は、必要に応じて路線の見直し、各公共交通との接続性の向上を高める方策の検討を行います。

④フェリー

- ・市内から伊良湖港へのアクセス改善や環伊勢湾・環三河湾周遊観光の広域的な展開により利用の促進を図ります。

⑤コミュニティ交通

- ・農業集落環境保全エリアにおいては、デマンド型乗合タクシー、地域参画型交通システムなどへの支援を行います。

4) 住宅・宅地

本市においては、今後、田原市街化地域（臨海部）への企業の進出に伴う定住人口の増加が予測されます。

総合計画で想定される人口増に対しては、田原・赤羽根両市街化区域の土地区画整理事業用地、未利用地及び大久保の宅地開発により対応するものとし、可能な限り既存市街化区域を拡大せず、土地利用の高度化により対応を図るものとします。

なお、住宅・宅地需要が急速に増大するケースなど、その対応に緊急を要する場合には、市街化区域の拡大等についても適切に対応します。

さらに、二地域居住などに代表される「田舎暮らし」ニーズの高まりや、市内調整区域からの「まちなか居住」ニーズの高まりも予想されるため、適切な住宅・宅地の供給が必要となり、次の方針で住宅・宅地の供給を図っていきます。

①田原市街化区域（中心部）

- ・田原市街化区域には未利用地（住宅地とした場合には約44ha）が残されており、これらの活用により住宅・宅地の創出を図ります。
- ・空き家・空き地の活用については、所有者が高齢者である場合でも利用しやすい定期借地制度の検討や共同建替えによる民間借り上げ賃貸住宅等の制度を活用し、住宅・宅地の供給を図ります。
- ・老朽木造住宅が密集した地域における共同建替え等への支援を行います。
- ・高齢者向け住宅（高齢者向けケアつきアパート等）の計画的な整備を進めます。
- ・子育て後の世帯における「まちなか」居住ニーズに対応していきます。
- ・市街化調整区域からの「まちなか」居住ニーズに対応していきます。
- ・田舎暮らしニーズに対応していきます。
- ・市街地への民間賃貸住宅等の誘導を図り、まちなか居住ニーズへの対応を図っていきます。

②田原市街化区域（臨海部）

- ・田原浦片土地区画整理事業を早期に進め、職住近接型の住宅・宅地の供給を図ります。
- ・良好な街並みの形成を図るため、適切な地区計画の設定を検討します。

③赤羽根市街化区域

- ・田原赤羽根土地区画整理事業を早期に進め、住宅・宅地の供給を図ります。
- ・未利用地の活用により住宅・宅地の創出に取り組みます。
- ・空き家・空き地の活用については、所有者が高齢者である場合でも利用しやすい定期借地制度の検討などを行います。
- ・市街化調整区域からの「まちなか」居住ニーズに対応します。
- ・田舎暮らしニーズに対応します。

④福江市街化区域

- ・未利用地の活用により住宅・宅地の創出に取り組みます。
- ・空き家・空き地の活用については、所有者が高齢者である場合でも利用しやすい定期借地制度の検討などを行います。
- ・市街化調整区域からの「まちなか」居住ニーズに対応します。
- ・田舎暮らしニーズに対応します。

⑤大久保住宅団地

- ・地区計画等の手法を活用して魅力的な居住環境等を実現し、定住人口の増加を図ります。

⑥郊外型住宅団地

- ・既存住宅のリニューアルを促進させる施策を展開していきます。

⑦その他の地域

- ・上記以外の地域は市街化調整区域であり、公共公益的サービスの確保が困難で特に高齢期に暮らしにくくなると想定されるため、原則的に新たな住宅の立地を抑制していきますが、これらの条件が満たされる場合には、地域の実情と将来のビジョンに即して柔軟に対応を図ります。

⑧耐震改修の促進

- ・旧基準住宅（昭和56年以前に建築された住宅）の耐震化の促進を図るとともに、適切なリニューアルを進めることにより住宅ストックの改善に努めます。

5) 景観形成

①基本的な方針

本市における景観形成に関しては、景観基本計画等のマスタープランが策定されていないため、まず、市域全体にわたるマスタープランの策定を行います。

なお、景観形成の手法は、a)優れた景観の保全、b)新しく優れた景観の創出、c)景観阻害要因の除去という3つの手法に区分されますが、これらの手法を活用するにあたっては、地域の特性に配慮する必要があります。

本市において、とくに配慮すべき景観形成の分野として、①市街地景観、②田園景観、③自然景観などをあげることができますが、このような特性を抽出していくためには、景観資源に関する基礎的な調査等が不可欠です。

また、景観形成を進めていくためには、市域全体にわたってバランスの取れた景観形成を進めるとともに、市民、事業者及び市が連携して景観形成に取り組む必要があるため、これらの景観形成に関する具体的な方針を以下に整理します。

○田原市景観基本計画（仮称）の策定

- ・景観基本計画の策定に当たっては、
 - 景観資源の収集整理
 - 市域全体にわたる基本的な方針
 - ゾーン、エリアごとの基本的な方針
 - 重点的に景観形成を図るエリア及び取組みの詳細
 - 市民、事業者及び市の連携による景観形成の推進などの検討を行います。

○サイン類に関する取組みの充実

本市は、海洋型のレジャー・レクリエーション地域、農業等の体験型観光・交流地域、優れた歴史資源を有する歴史・文化探勝地域などの性格を併せもち、多くの来訪者を迎え入れています。今後も観光・交流施策の充実により、来訪者の増加が期待されています。

- ・地域の特徴を活かした（歴史、文化、自然など多面的な情報提供など）わかりやすいサイン類の充実に取り組んでいきます。

○市民、事業者及び市が連携して取り組む景観形成の推進

- ・市民、事業者及び市が連携して景観形成を進める上での基本となる景観条例の制定を行うとともに、市民、事業者の自主的な取組みを促進するため、都市景観賞等の顕彰制度の具体化を検討します。

②重点地域の指定と取組みの促進

- ・景観形成のための重点地域を指定し、他分野の事業を総合的に推進し、市域全体の景観形成を促進します。
(以下のエリア²は、暫定的なものであり、景観基本計画策定時に再度検討を行うものとします。)

² 「シンボル公園ネットワーク計画書」（「田原市緑の基本計画」）においては、公園・緑地の整備を重点的に進める地域を選定していますが、内容としては、景観形成に関わる面が強く、この地域選定を参考としつつ、景観形成に関する大まかな取組みの方針を整理しています。

また田原市街化区域（臨海部）に関しては平成11年3月「田原臨海景観計画」が策定されています。

○田原地区整備エリア

<テーマ：城下町の風格ある緑豊かな市街地の形成>

- ・田原城址を中心とした城下町景観や寺社景観の再生を図ります。
- ・三河田原駅から田原城址までの（都）田原駅前通り線沿道においては、風格あるメインストリートとしての景観形成を図ります。
- ・歩道や自転車道等の整備による歩いて楽しいにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・汐川、清谷川沿いの緑地、遊歩道の形成による緑の都市軸の形成を図ります。
- ・今後移転、新築を予定している三河田原駅舎については、市の顔となる重要な施設であるため、景観上の配慮について関係機関に要請するとともに必要であれば連携して景観形成を図ります。

○赤羽根地区整備エリア

<テーマ：魅力ある観光交流空間の整備>

- ・「海の交流拠点」（赤羽根道の駅）へのメインストリートとなる国道42号沿道の景観形成を図ります。
- ・伊勢街道の趣を伝える景観形成を図るとともに、もてなし空間としての弥八島周辺の整備を図ります。

○福江地区整備エリア

<テーマ：まちの歴史を活かしたにぎわいと癒しの空間形成>

- ・港と旧市街地をつなぐ町の歴史を感じさせる都市空間の整備（サイン類の整備、ストリートファニチャー、伝統的・歴史的資源の修景等）を図ります。
- ・海産物等地場の産品を活用したにぎわいと癒しの空間整備を図ります。

○臨海産業地域整備エリア

臨海産業地域整備エリアについては、「田原市緑の基本計画」において位置付けられているほか、平成11年3月にはこの地域を対象とした「田原臨海景観計画」が定められており、両計画を引き継いだ景観形成を図っていく必要があります。「田原臨海景観計画」は以下の内容となっています。

<景観まちづくりの将来像：人と水と緑が輝き産業と共生する街>

この将来像に基づき6つのテーマが定められています。

- ・人と海が交わる拠点づくり
- ・生活に海が息づく住宅地の形成
- ・緑に映える企業団地の形成
- ・様々な変化が楽しめる景観軸づくり
- ・水と緑のネットワークづくり

<景観整備特定地区>

片西・浦片土地地区画整理事業地区を含む田原公共埠頭周辺地区については、都市開発事業が集中的に実施されており大きな変化が予想されること、立地環境からみても景観整備の必要性が高いことなどから景観整備特定地区に指定されています。

③その他（日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道基本構想）

- ・国道42号と国道259号を主軸に市域全体を区域として登録しており、平成20年3月に基本構想が策定されたため、その計画との整合を図りながら、市内における沿道の景観整備を図っていきます。

<基本理念：花が彩る潮騒のエコガーデンロード 環境共生の道づくり・郷づくり・ひとづくり>

6) 防災・救急医療施設等

防災活動に関しては、市役所、支所、消防署、分署及び分団詰所等が活動拠点となると考えられ、これらを結ぶ交通・情報システムを確保していく必要があります。

また、二次医療（たとえば入院が必要な医療など）に関しては、田原市街化区域（中心部）の渥美病院における対応が中心となるため、市域全体からのアクセス時間の短縮が急務となっています。

さらに、救急医療においては、休日などは東三河平坦部（豊橋、豊川、本市などで構成）の12病院において輪番制で対応しているため、他市の救急医療施設まで搬送する必要が生じた場合、広域高速自動車網への早期アクセスが求められることとなります。また、三次医療（難病など）に関しては、より広域的な搬送が不可欠となるため、救急医療が必要な場合、ドクターヘリによる搬送が不可欠となります。

①防災拠点

○災害対策拠点の整備・配置

災害対策拠点への経路となる道路の耐震性確保や通信システムの冗長性の確保等、災害発生時にも確実に機能する交通・通信システムを確保するため、以下の取組みを推進していきます。

- ・愛知県の指定する第一次、第二次緊急輸送道路及び市緊急輸送道路の耐震化や災害発生時の応急対策計画の具体化等を図ります。
- ・災害時における海上からの救援物資のアクセス拠点となる田原公共埠頭において、耐震岸壁等の拡充や災害機能の高度化を県に要望していきます。
- ・防災行政無線、電話通信網、インターネット等を複合的に活用することにより、冗長性を高め、確実な情報通信網を確保します。

○緊急輸送

- ・緊急輸送道路において耐震化が図られていない箇所や道路災害危険箇所（土砂災害等）が見られるため、道路の耐震化、土砂災害等の対策を進めます。

○物資等の備蓄

- ・市内備蓄倉庫等における食料等の備蓄を進めるとともに、水源の確保を図ります。
- ・備蓄倉庫等の資機材の適正管理及び活用を図ります。
- ・耐震性貯水槽等の整備を図ります。

○避難・収容施設等の整備

- ・災害時において避難・収容施設となる公共施設の耐震化等の整備を図ります。

○建築物・住宅の耐震化の推進

- ・建築物・住宅の耐震化を促進するため、田原市耐震改修促進計画の推進を図ります。

○孤立するおそれのある集落への対策

- ・道路の被災により、孤立するおそれのある集落に関しては、代替路を確保するため、補助アクセス路の選定、整備について検討を進めます。

○ヘリコプターの活用

- ・災害時におけるヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ地域ごとにヘリポート等の整備を検討します。

②救急医療

○救急医療搬送の高速化

- ・三遠伊勢連絡道路（伊勢湾口道路（構想））、国道23号バイパス等の整備を国・県に要望し、広域幹線自動車網の整備を図ります。
- ・救急車両の進入が困難な集落内未整備道路が残されているため、集落内未整備道路の整備を進め、救急医療の高速化を図ります。

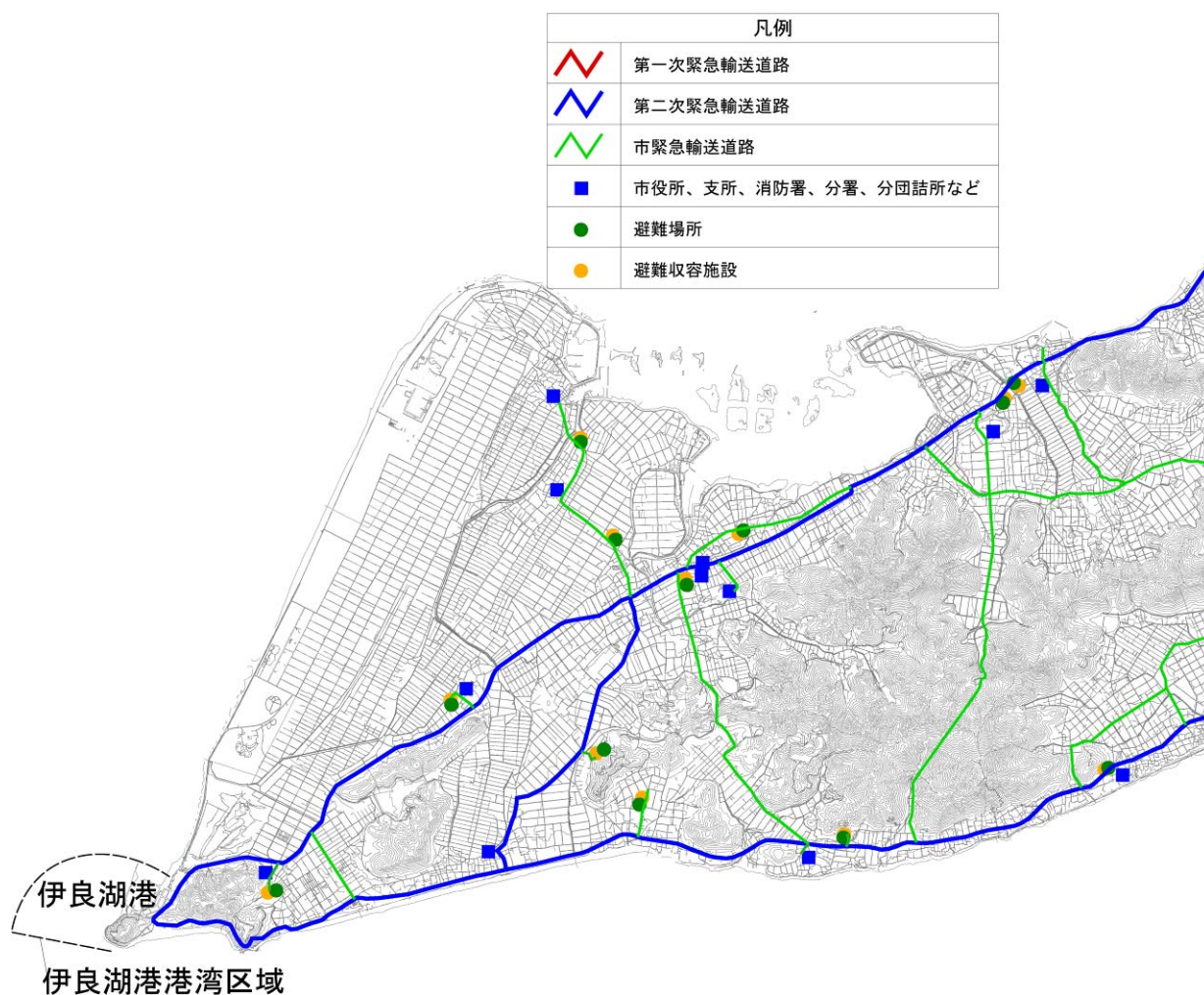
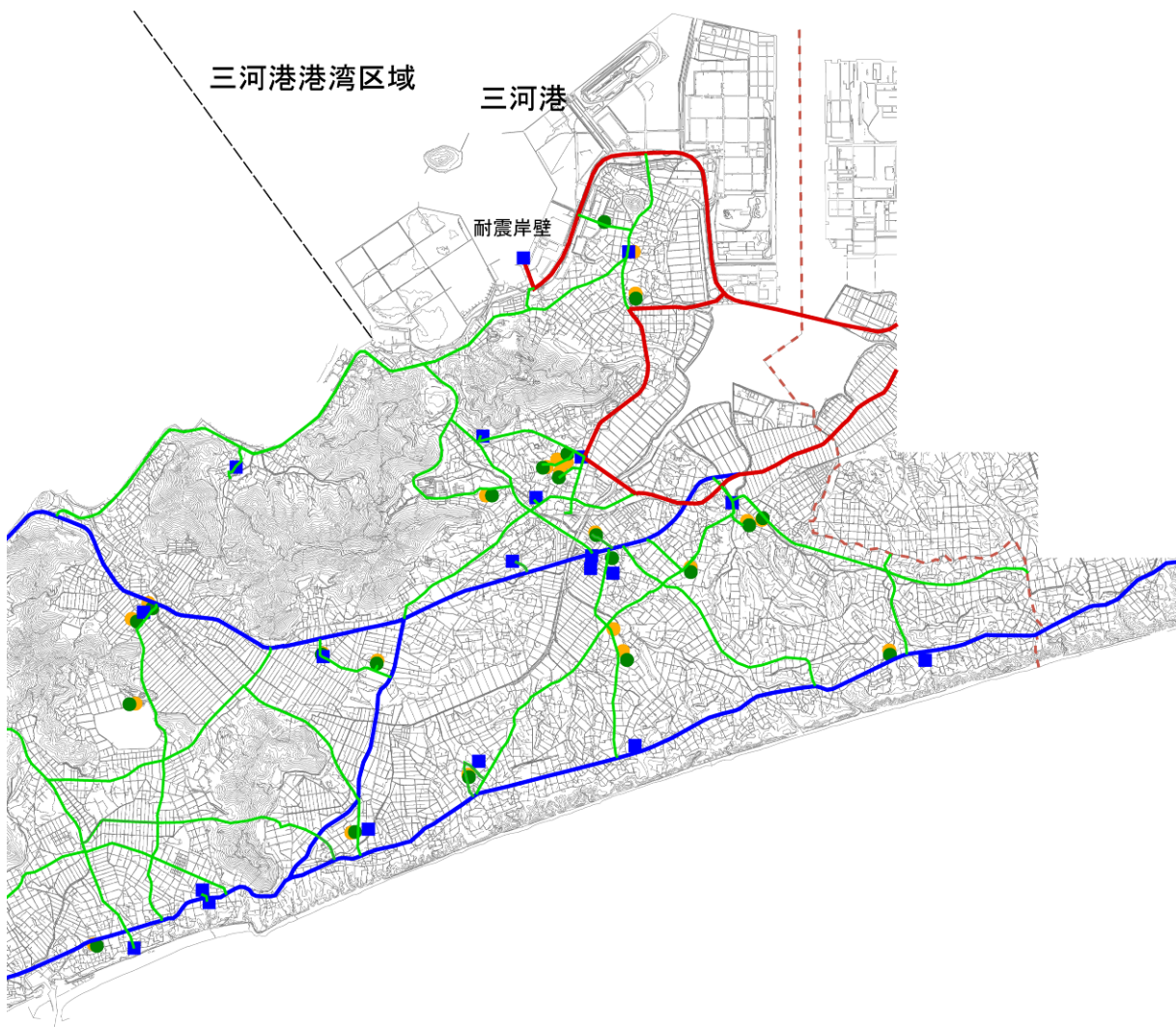


図21 防災関係施設等整備方針図（緊急輸送道路及び防災拠点）



(資料：「田原市耐震改修促進計画」)

7) 観光・交流施設等

観光・交流に関する取組みは、自然豊かな地域としての広域的役割を果たしていくことや、本市の活力を支えていく上で重要な取組みであり、特に、今後、定住人口が減少し、高齢化が進む赤羽根、渥美区域においては、農業とともに地域の重要な産業になっていくものと考えられます。

そのため、次の取組みを進めることにより、観光・交流の振興を図ります。

①道の駅（めっくんハウス、あかばねロコステーション、伊良湖クリスタルポルト）

- ・市内の道の駅をネットワーク化することにより、道路利用者に休憩・情報等のサービスの提供や市内物産の紹介、販売等を行い、市内及び他地域との交流の促進を図ります。

②田原市街化区域（臨海部） 利便施設

- ・金融、郵便、通信サービス等を提供するとともに身近な商業機能を充足させることのできる利便施設の立地を促進させ、地域の特産物等の販売も行います。

③港湾・漁港の利用

- ・市内の港湾・漁港などを活用して海を楽しむことのできる環境整備を図ります。（県有施設に関しては、県との連携の下、整備・促進していきます。）
- ・あかばねロコステーションと港を活用した観光・交流施設としての整備を図ります。

④自然体験型施設

- ・自然公園区域内に自然体験・観察施設等を整備し、自然とのふれあいを増進させるとともに、自然を学ぶことのできる場の充実を図ります。
- ・汐川干潟トレイルやビジターセンター（野鳥等の観察や干潟の体験施設）の整備を図ります。

⑤農業体験施設等

- ・赤羽根、渥美区域においては、滞在型農業体験施設等、農業を体験できる施設の整備を検討します。

⑥遊歩道・サイクリングロード等

- ・田原豊橋自転車道に関しては、路線の整備（国道42号併設区間における歩道設置、十分な歩道幅員の確保等）を要請し、より利用しやすいサイクリングロードの整備を目指します。
- ・市街化区域内においては、歩道や自転車道を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
- ・河川沿い、自然体験・観察施設周辺等においては、遊歩道を整備し、くつろげる場の整備を目指します。

⑦各種観光・交流施設等の整備

市内における観光・交流促進のため、次の取組みを進めていきます。

- ・伊良湖フラワーパーク跡地の活用
- ・ウミガメ保護支援センターの整備
- ・伊良湖岬周辺整備
- ・伊良湖港魚広場の整備
- ・谷ノ口森林レクリエーション公園の整備
- ・三河湾プレジャーボート受け入れ施設整備
- ・温泉・温浴施設整備の検討
- ・弥八島周辺観光拠点整備
- ・姫島の環境保全
- ・汐川干潟の環境保全
- ・人と自然が共生する干潟「里の干潟」の実現
- ・福江港、福江漁港周辺の環境の保全
など

⑧観光・交流促進のためのプロジェクト

観光・交流を促進するため、総合的なプロジェクトとして次の取組みを進めていきます。

- ・ぐるりんバスの観光活用
- ・日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の推進
- ・渥美半島菜の花まつり、沿道・花いっぱい運動の推進
- ・まちなみ景観整備
- ・自然の散歩道整備
- ・まちなみ散歩道整備
など

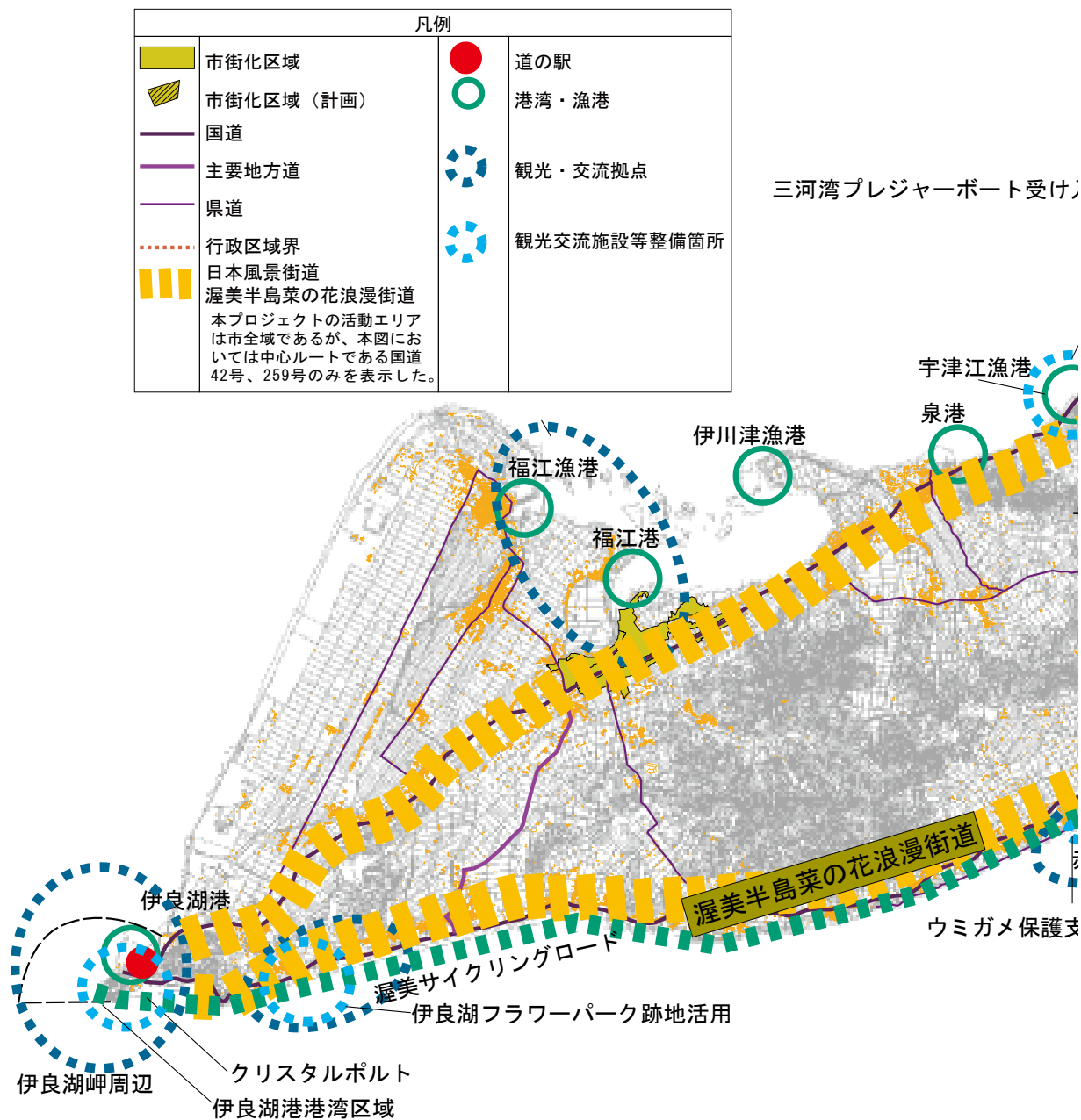
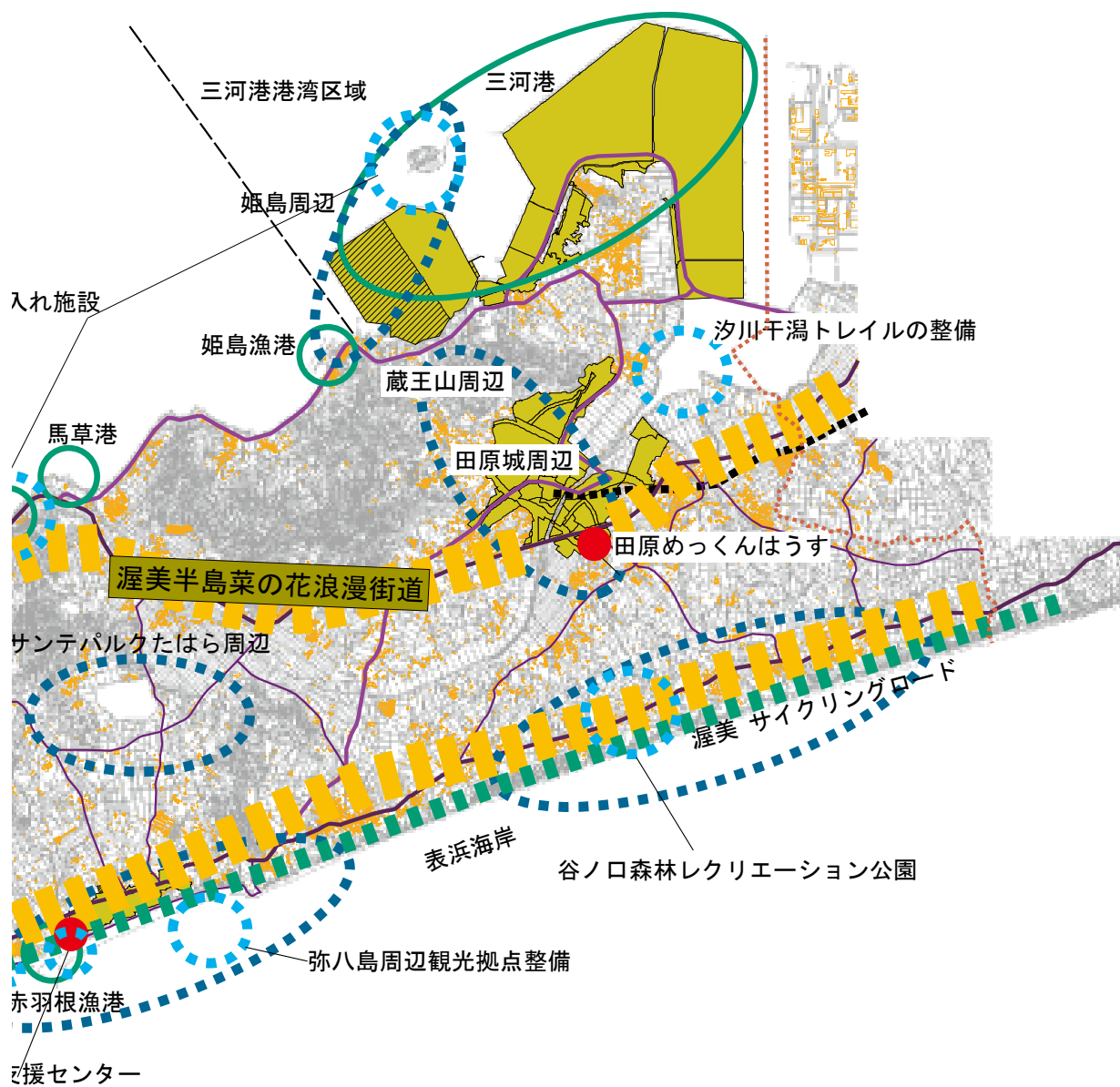


図22 観光・交流施設等整備方針図



8) 河川・海岸の整備

河川・海岸については、次の方針に基づく取組みを進めていきます。

①河川の整備

- ・緊急性・重要性に応じた治水対策を推進するとともに、必要に応じて多自然型護岸や親水護岸等の整備により親しみやすい河川環境の整備を要望していきます。
- ・汐川については、周辺環境と調和した親しみやすい水辺の整備等を考慮した河川改修事業の具体化を図ります。

②海岸の整備

- ・地域防災を確保するため、汐川干潟の生態系に配慮した^{みお}滞の浚渫について検討し、事業実施を国・県に対し要望していきます。
- ・太平洋岸の海岸では海岸侵食が進んでいる箇所があるため、砂浜等を保全する対策を要望します。
- ・津波により被害が出るおそれがある地域も見られるため、津波対策を推進していきます。

9) 港湾・漁港の整備

港湾・漁港については、次の方針に基づく取組みを進めていきます。

①重要港湾の整備

- ・港湾における物流の効率化を図るため、三河港へのアクセスや港湾機能の向上などを促進します。

②その他の港湾及び漁港の整備

- ・伊良湖港をはじめ市内の港湾・漁港については、利活用計画の策定やこれに基づく港湾整備（利便性の向上や港湾環境の改善など）を進めます。

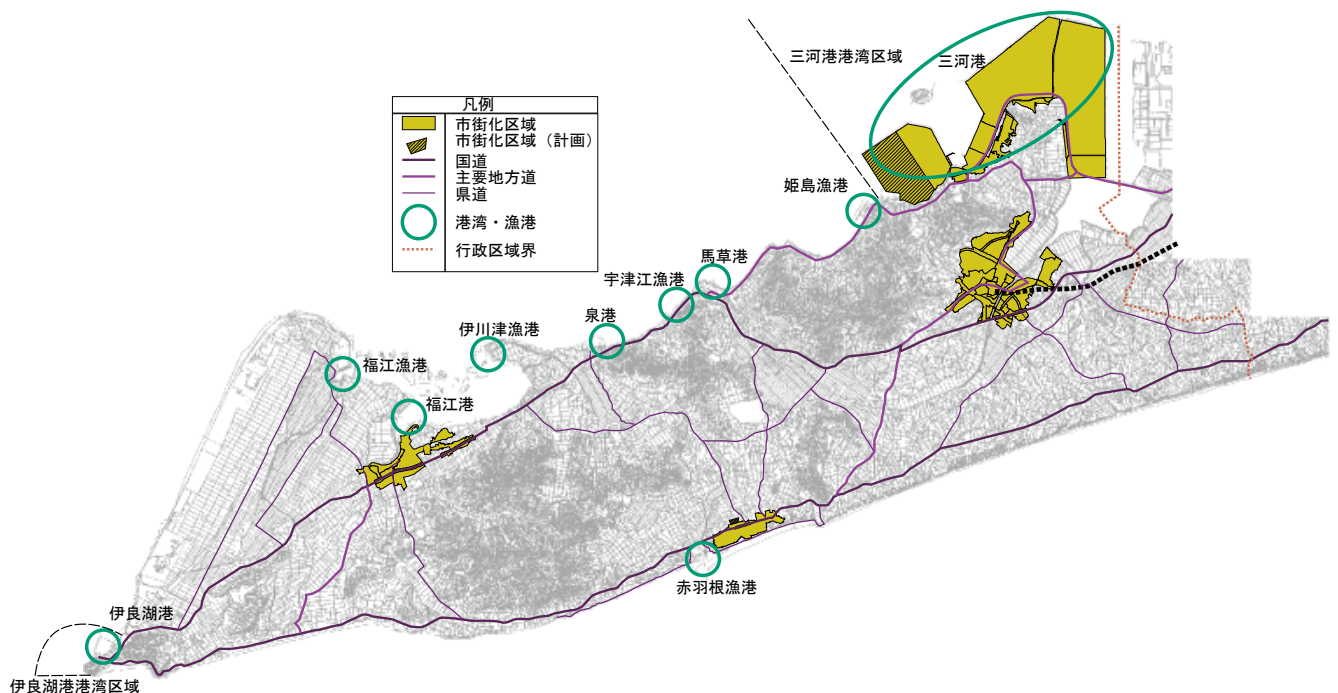


図23 港湾・漁港位置図

10) 上下水道の整備

上下水道については、次の方針に基づく取組みを進めていきます。

①上水道の整備

- ・コスト面に配慮しながら井戸水の脱窒対策を検討していきます。
- ・順次老朽施設の更新を図るとともに、今後とも幹線を中心に耐震化を進めます。

②下水道の整備

- ・汚水については、公共下水、農業集落排水の整備推進と接続率を向上させます。
- ・循環型社会の形成に向け、下水道汚泥等の長期・安定的な処理方法の確立を図ります。
- ・雨水処理については、整備計画に基づいて排水区ごとの雨水処理施設の整備を図るとともに、施設の耐震改修を進めます。
- ・汚水処理施設の耐震化及び整備を進めます。

11) 環境衛生

環境衛生については、次の方針に基づく取組みを進めていきます。

①斎場・墓園等の整備

- ・斎場については、施設の老朽化が進んでいるため、施設の更新等については必要に応じ検討していきます。
- ・墓園については、需要調査などにより必要性を検証します。

②し尿処理施設の整備

- ・し尿処理施設については、処理方法等の検討を行います。

12) 障がい者や高齢者にやさしいまちづくり

少子高齢化が進む中で、障がい者や高齢者に優しいまちづくりの重要性が増しています。そのため次の方針に基づく取組みを進めていきます。

- ・障がい者や高齢者に対し、優しいまちづくりを進め、バリアのない誰にでも暮らしやすく、移動しやすいまちづくりを進めます。
- ・公共施設、鉄道駅、道路空間を中心として重要性の高い施設・場所から人にやさしいまちづくりを進めます。

13) その他の都市施設等の整備

その他の都市施設については、次の方針で整備を進めていきます。

①給食センターの整備

- ・市内全域で最新設備による給食を提供するため、給食センターの整備を検討します。

②コミュニティ施設等の整備

- ・コミュニティ施設に関しては、施設の整備に当たっての支援を行うとともに、広場・公園等の整備を併せて行います。

③旧成章高等学校赤羽根校舎の利活用

- ・旧成章高等学校赤羽根校舎の利活用を検討します。

④観光情報拠点等の整備検討

- ・三河田原駅、道の駅等において、市内の総合的な観光インフォメーションセンターの整備を検討します。

⑤各種廃棄物の処理

- ・畜産廃棄物、農業系廃棄物、下水汚泥、一般廃棄物等の効率的な利用により、循環型社会の形成に資する廃棄物処理施設の整備について、エネルギー利用、処理コスト等を総合的に考慮しながら検討を進めていきます。
- ・年々増加しつつある市内から排出される一般廃棄物の処理に対応するための最終処分場の整備、検討を行います。